

**播磨臨海地域道路
(第二神明～広畠)**

計画段階環境配慮書

令和2年8月

国土交通省 近畿地方整備局

— 目 次 —

第 1 章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所 ······	1-1
1.1 第一種事業の名称 ······	1-1
1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所 ······	1-1
第 2 章 第一種事業の目的及び内容 ······	2-1
2.1 第一種事業の経緯 ······	2-1
2.2 第一種事業の目的 ······	2-11
2.3 第一種事業の内容 ······	2-12
2.3.1 事業実施想定区域の位置 ······	2-12
2.3.2 第一種事業の規模 ······	2-12
2.3.3 その他の第一種事業に関する事項 ······	2-13
第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 ······	3-1
3.1 自然的状況 ······	3-3
3.2 社会的状況 ······	3-11
第 4 章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの ··· 4-1	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定 ······	4-1
4.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法 ······	4-2
4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果 ······	4-3
第 5 章 その他の環境省令で定める事項 ······	5-1
5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解 ··· 5-1	5-1
5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解 ······	5-1
5.1.2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解 ······	5-4

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。

- ・測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 1JHf 1270
- ・本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

第1章 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

1.1 第一種事業の名称

播磨臨海地域道路（第二神明～広畠）

1.2 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所

事業予定者の名称：国土交通省 近畿地方整備局

代表者の氏名：国土交通省 近畿地方整備局長 溝口 宏樹

住所：〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号

※上記、事業予定者は「概略計画の検討を実施した主体」である。

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1 第一種事業の経緯

播磨臨海地域の国道2号バイパス（加古川バイパス、姫路バイパス）は、1日の交通量が10万台を超える区間があるなど、日常的に渋滞が発生しています。

当該地域には、姫路港や東播磨港が整備されており、企業の製造拠点も集積しているため、物流交通の多くが国道2号バイパスを利用しています。また、世界遺産姫路城等の観光施設への移動の約5割が自動車やバスなどの車による移動となっています。そのため、国道2号バイパスを中心とした幹線道路の渋滞は、企業の生産活動、物流コスト、観光振興に大きな影響を及ぼしています。

さらに、国道2号バイパスは年間の死傷事故件数が多く、事故の8割以上が追突事故であり、速度低下が原因の一つと考えられています。また、渋滞を迂回する車が生活道路にも進入し、生活環境を悪化させています。

また、播磨臨海地域には、地震時に液状化が発生する可能性の極めて高い範囲が広く分布し、洪水及び南海トラフ巨大地震に伴う津波発生時には、一部の主要幹線道路で浸水による通行止めが懸念され、災害時に機能するネットワークの確保が必要です。

地域の課題を解決するため、兵庫県神戸市～太子町に至る播磨臨海地域道路を調査・計画しており、第二神明～広畑に至る約35kmの区間を「当面、都市計画・環境影響評価を進める区間」として設定し、平成28年度より計画段階評価を実施しています。

計画段階評価では、住民や企業への意見聴取や「社会資本整備審議会 道路分科会 近畿地方小委員会（以下、近畿地方小委員会）」での有識者の意見等をもとに、政策目標や必要な道路の機能、ルート案等を検討しました。

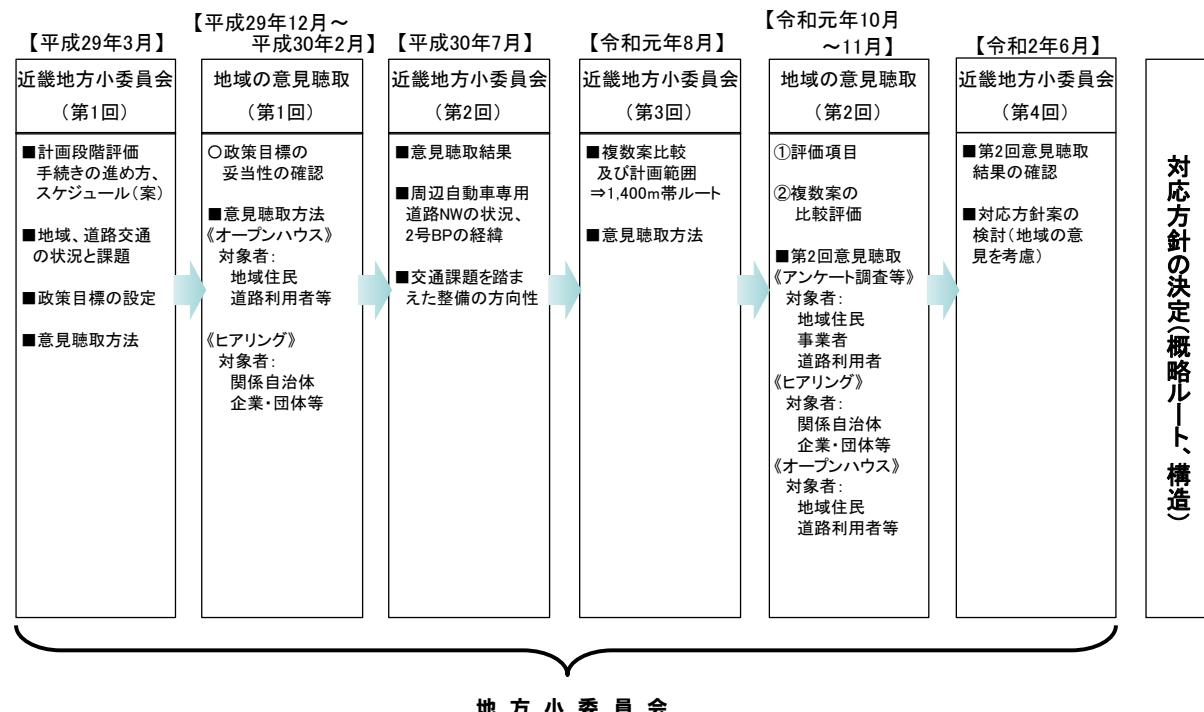


図 2-1 地方小委員会における審議経過

地域の道路交通の現状と課題（渋滞状況）

- 東西方向の国道2号BPを中心とした幹線道路は、**需要が大きく容量を大幅に超過しており渋滞が著しく、国道2号BPを利用する交通は、姫路市中心部や加古川市中心部、また臨海部に発生集中が多い**
- 国道2号BPや国道250号といった**東西の主要幹線と南北方向の臨海部アクセス道路のランプ、立体下交差点において特に渋滞が顕著**
- 国道2号BPへのアクセス道路は、**物流交通と生活交通が混在するため渋滞**



地域の道路交通の現状と課題（交通転換による渋滞の悪化）

- 国道2号BPの姫路BP、太子竜野BPは平成12年度に無料化された
- その結果、並行する山陽自動車道や国道179号等から国道2号BPへの交通転換が発生し、姫路BP、太子竜野BPともに約4万台/日もの増加となった

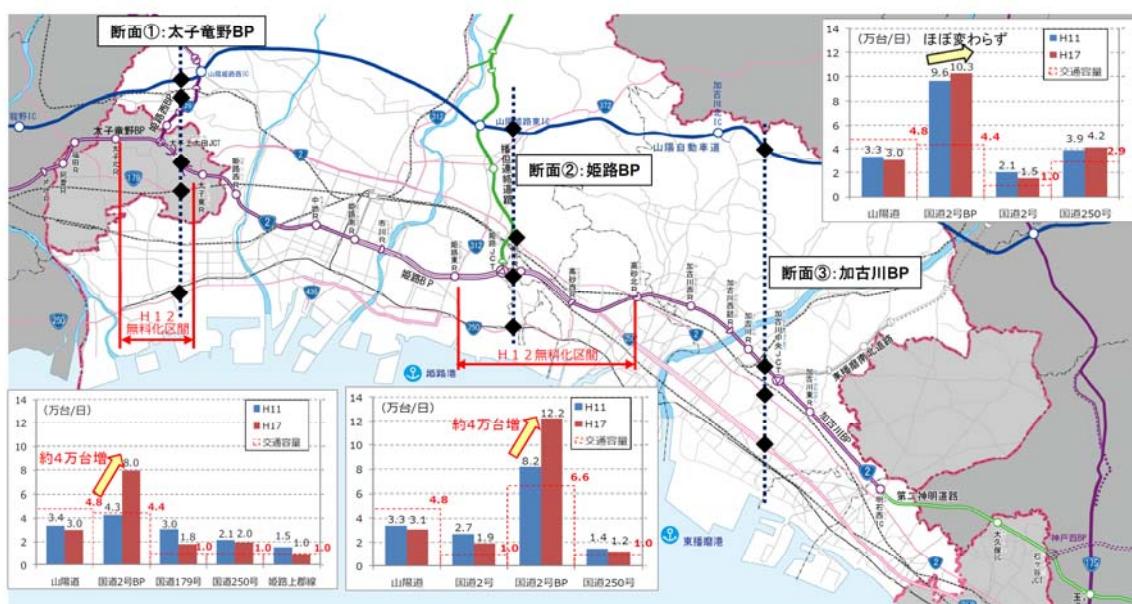


図 2-2(1) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（臨海部の物流）

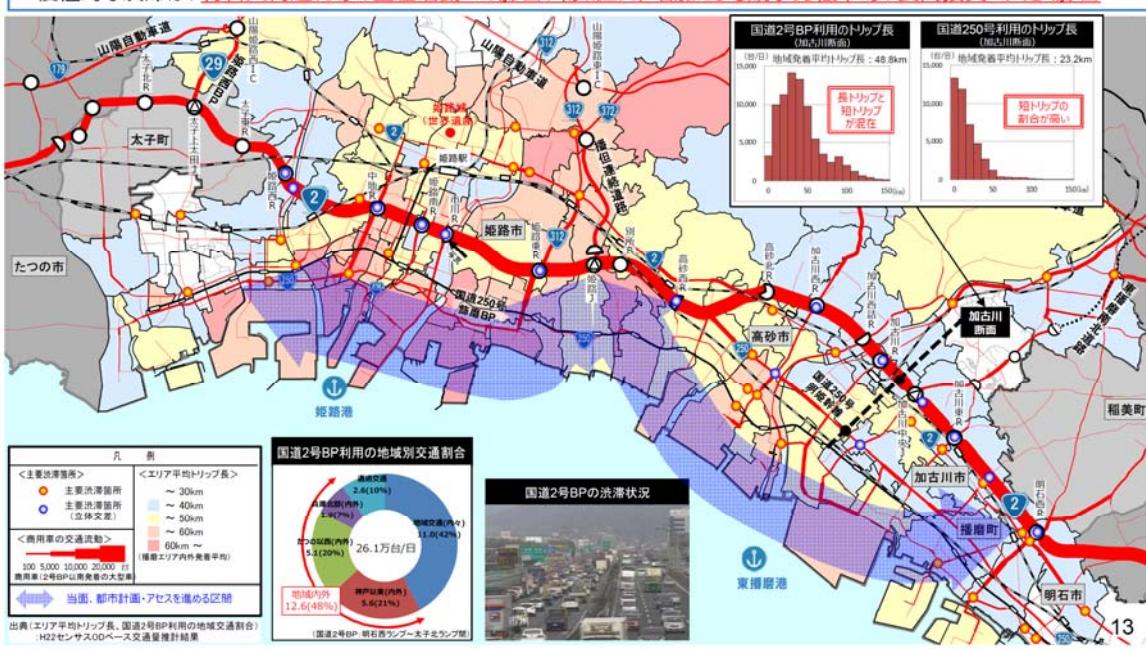
- 姫路港や東播磨港の取扱貨物の多くは、公共岸壁より臨海部立地企業の専用岸壁で荷卸しされている
- 臨海部の工業地域から播磨臨海地域外への物流は、**主に国道2号BPを利用し、神戸・大阪方面への輸送が多い**



12

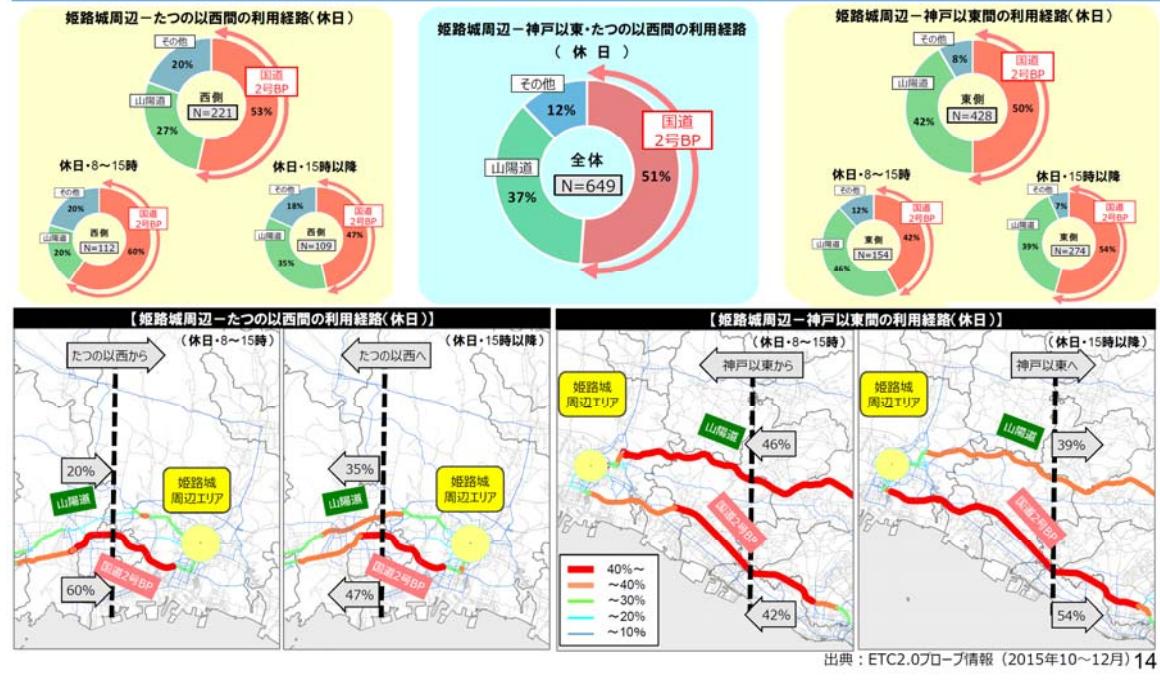
地域の道路交通の現状と課題（道路交通の特徴）

- 国道2号BPは、長・短距離交通が混在し、神戸・大阪、岡山方面などの**播磨地域外への交通が多い**
- 播磨地域外への交通は**臨海部に長距離交通エリアが広がり**、臨海部からの交通は南北道路、国道2号BPを経由
- 国道2号BPへのアクセス道路である南北道路、国道2号BPの渋滞により、**臨海部から発生する長距離交通の速達性・定時性が確保できていない**
- 慢性的な渋滞は、**材料入荷遅れ等の生産活動への影響、物流コスト増加による競争力低下等、民間投資へ大きく影響**



地域の道路交通の現状と課題（観光移動の特徴）

- 播磨地域を代表する観光地の一つである世界文化遺産姫路城周辺エリアへの自動車利用の経路を調査
- 姫路城周辺エリアとたつの以西間、姫路城周辺エリアと神戸以東間の交通のうち、国道2号BP利用交通はともに約5割であり、**国道2号BPを利用する播磨地域外の東西交通は全体の約5割を占める**
- 観光分野においても国道2号BPは重要な役割を担っている



地域の道路交通の現状と課題（観光周遊）

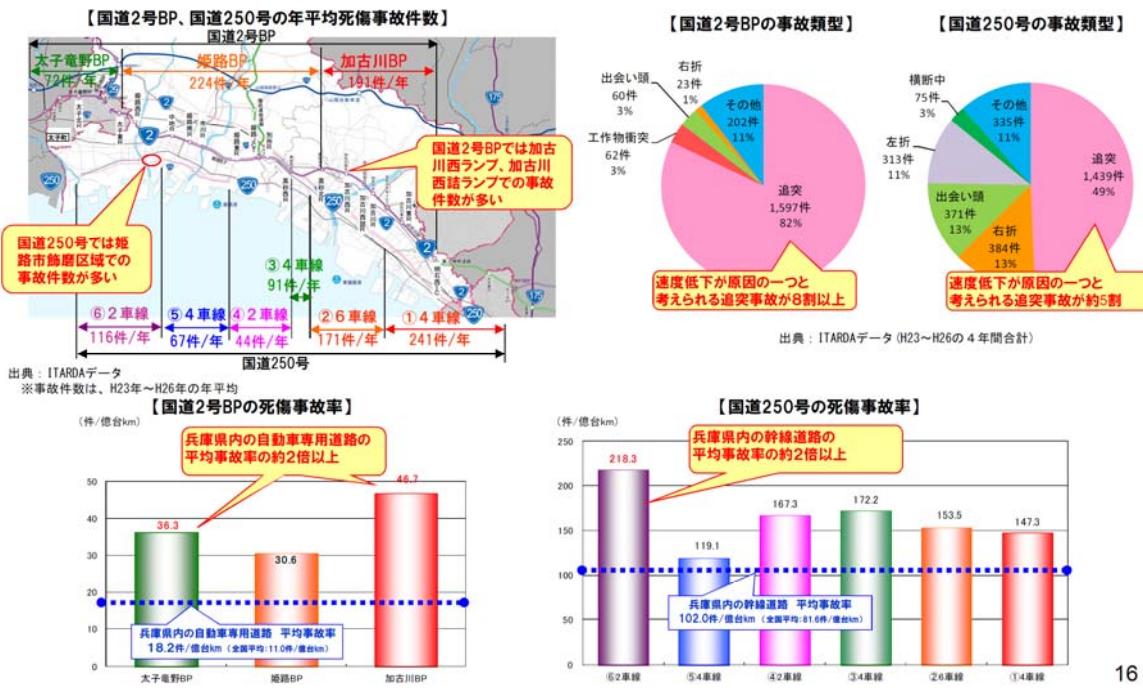
- 兵庫県では、外国人旅行者が多く訪れる県内観光地「神戸」、「姫路」、「城崎」をつなぐ県内周遊ルートを「ひょうごゴールデンルート」として設定・提案し、兵庫のインバウンド観光ブランド力の向上を図り、誘客を促進することを目指している
- 神戸は、異人館や旧居留地の町並み、中華街や神戸ビーフに代表される食。姫路は世界文化遺産の姫路城。城崎は外国人宿泊者数が急増している城崎温泉。それぞれ特色の異なる観光地をつなぐことで観光の活性化を推進している
- しかし、国道2号BPの渋滞により、定時性・速達性が確保されていないため、播磨地域の観光地の魅力低下や広域観光周遊が進まないなど、観光業に影響を及ぼす



図 2-2(3) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の道路交通の現状と課題（事故）

- 国道2号BP、国道250号とともに、兵庫県内平均の約2倍以上の死傷事故率
- 国道2号BPでは加古川西ランプおよび加古川西詰ランプ、国道250号では姫路市飾磨区域で事故件数が多い
- 国道2号BPの事故要因は、速度低下が原因の一つと考えられる追突事故が8割以上



注)「ITARDA データ」とは、交通事故の調査研究、分析を行っている交通事故総合分析センター（略称：ITARDA（イタルダ））所有の交通事故調査データ

16

地域の道路交通の現状と課題（浸水・液状化）

- 洪水及び南海トラフ巨大地震に伴う津波により、一部の主要幹線道路で浸水による通行止めが懸念
- 播磨地域の臨海部には、液状化危険度が極めて高い範囲が広く分布



図 2-2(4) 計画段階評価における地域の道路交通の現状と課題の整理状況

地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の一層の向上を図るため、オープンハウス・ヒアリング調査を実施しました。

第1回では、地域の課題を解決するにあたり設定した政策目標・留意事項の妥当性についてお伺いしました。

○調査方法・調査期間・配布回収数

住民等へはオープンハウスによるアンケート調査を、関係団体・企業へはヒアリングによるアンケート調査を実施しました。

調査期間：平成30年2月2日～2月19日（オープンハウス）、

平成29年12月18日～平成30年2月15日（ヒアリング調査）

方法	実施場所	対象	回答数、実施箇所
オープンハウス	SA・PA、鉄道駅、市役所・町役場	住民	4,821人
ヒアリング	意見聴取対象の拠点等	播磨臨海地域の企業・団体、住民代表、関係自治体	85箇所※

※1箇所のヒアリングで複数の対象者から回答を得たケース（関連企業、関連住民代表等）があるため、回答者数としては99者

○調査結果及び分析等

【政策目標・留意事項の妥当性】

政策目標・留意事項の妥当性については、住民・事業所等へのオープンハウス及びヒアリング調査結果ともに「妥当だと思う」と「どちらかと言うと妥当だと思う」の合計が約9割程度となりました。

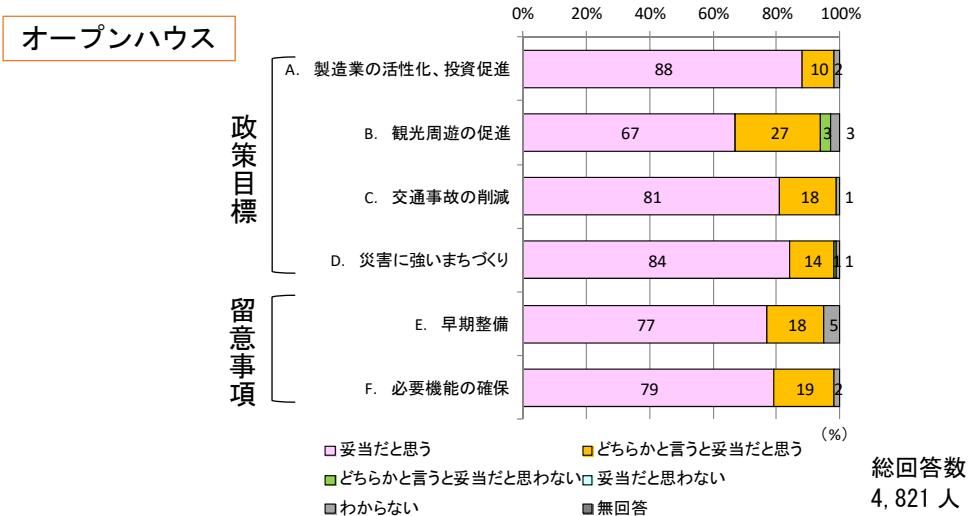
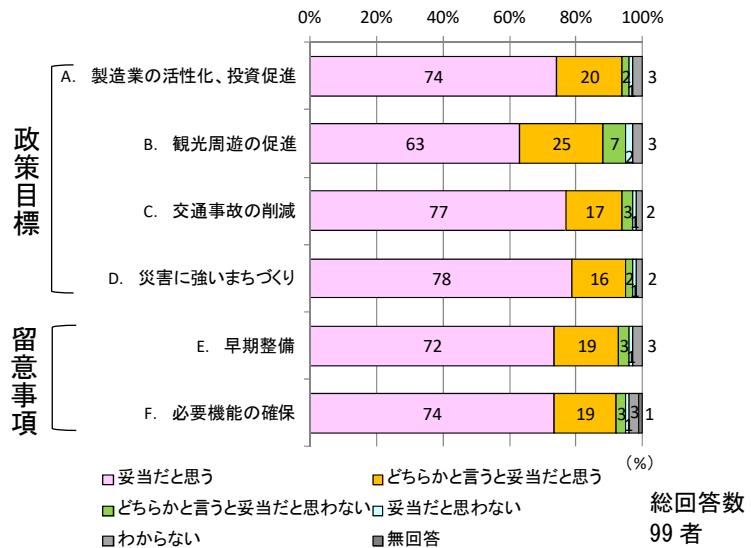


図 2-3(1) 地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

ヒアリング



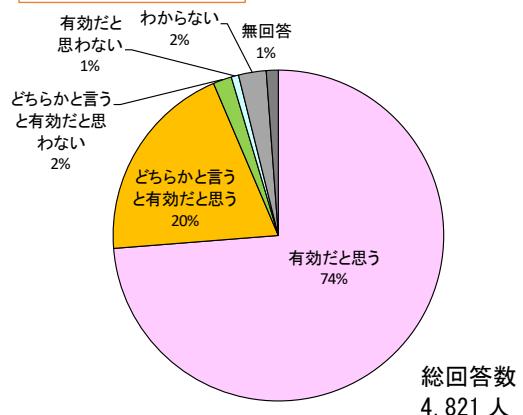
その他、地域の課題に関する主な意見

- 生活道路に大型車（トレーラー・トラック）に規制をかけ、住み分けが必要。
- 道路整備と一体となったまちづくりを進めることで、生活道路の整備や地域の防災力向上を図ってほしい。
- 働き方改革等による拘束時間の制限やドライバー不足、高齢化といった問題を抱えているため、輸送の効率化が課題である。など

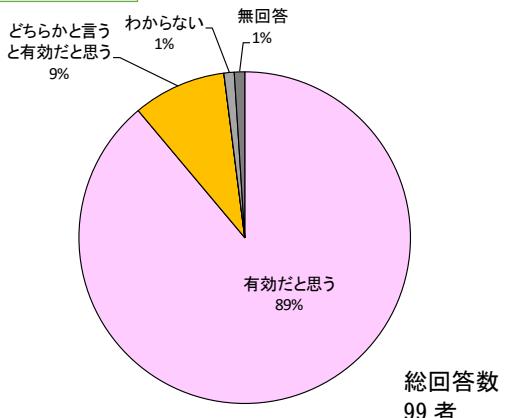
【播磨臨海地域道路の有効性】

住民・事業者等への調査結果とともに、道路整備が「有効だと思う（有効だと思う+どちらかと言うと有効だと思う）」の割合は9割以上を占めています。

オープンハウス



ヒアリング



【まとめ】

地域の課題に対する政策目標・留意事項については、住民・事業所等とともに約9割の方が妥当だと思うと考えており、道路整備の有効性についても9割以上の方が有効だと考えています。

図 2-3(2) 地域の課題（第1回地域の意見聴取結果）について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

○調査目的

公共事業の効率性及びその実施過程の一層の向上を図るため、アンケート調査・オープンハウス・ヒアリング調査を実施しました。

第2回では、地域の課題を解決するためのルート案の検討にあたり、重視すべき点についてお伺いしました。

○調査方法・調査期間・配布回収数

住民・道路利用者へは無作為抽出による郵送配布・留置き・Web・オープンハウスによるアンケート調査を実施し、事業所へは無作為抽出による郵送配布、関係団体・企業へはヒアリングによるアンケート調査を実施しました。

調査方法及び・配布回収数は下表の通りです。

調査期間：令和元年10月1日～11月30日

【アンケートによる意見聴取】

対象	調査対象者	調査手法	調査規模	調査状況	
地域住民	神戸市西区、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町	郵送配布・回収	3,700部 ※無作為抽出	1,042部	2,176部
		留置きアンケート	29箇所	838部	
道路利用者等	兵庫県等	WEBアンケート (姫路河川国道・自治体HP)	—	296部	
事業所	神戸市西区、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稻美町、播磨町	無作為抽出による 郵送配布・回収	4,200部 ※無作為抽出	1,262部	

【ヒアリング調査による意見聴取】

対象	調査対象者	実施状況
関係団体・企業	関係自治体、救急医療関係者、商工会・商工会議所、製造業・物流業、観光業・バス・タクシー業、農業・漁業、住民代表	155者

【オープンハウス】

対象	場所	調査状況
地域住民 (計15箇所)	ショッピングモール、SA・PA等	3,221部

○調査結果及び分析等

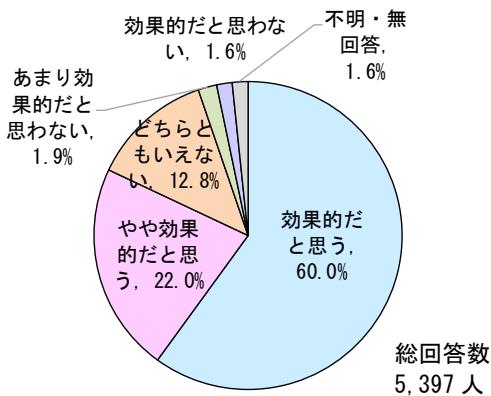
【ルート案が効果的か否か】

住民等・事業所アンケート調査、オープンハウス及び関係団体・企業へのヒアリング結果について、今回のルート案が「効果的だと思う（効果的+やや効果的）」の割合は約8割を占めており、「効果的だと思わない（効果的ではない+あまり効果的ではない）」の割合は1割を下回りました。

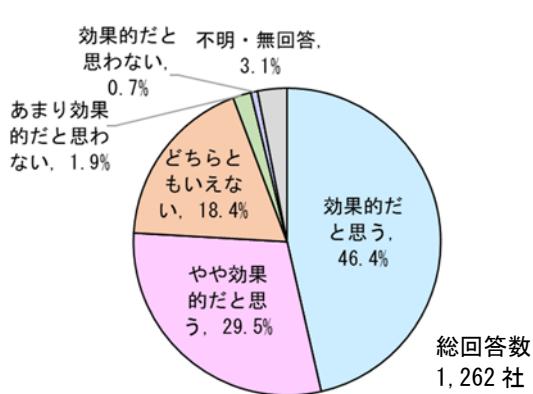
図 2-4(1) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

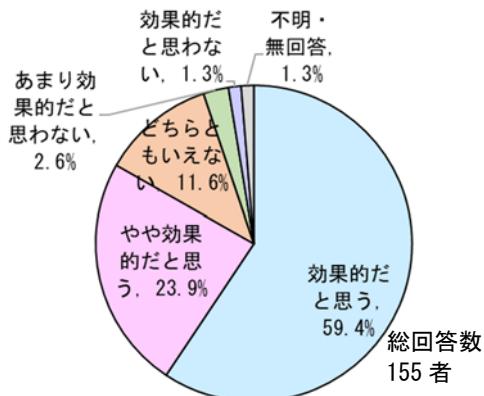
住民等（オープンハウス含む）



事業所



関係団体・企業（ヒアリング）



【地域の課題を解決するためのルート提案検討時の重視事項】

住民等・事業所のアンケート調査、オープンハウス、及び関係団体・企業へのヒアリング結果のいずれかにおいて、政策目標に関する事項については「製造業の活性化、投資促進」、「交通事故の削減」、「災害に強いまちづくり」、配慮事項に関しては「生活環境への影響」、「自然環境への影響」、「支障となる家屋及び工場等」を重視すべきとの意見が7割を上回りました。

住民等（オープンハウス含む）

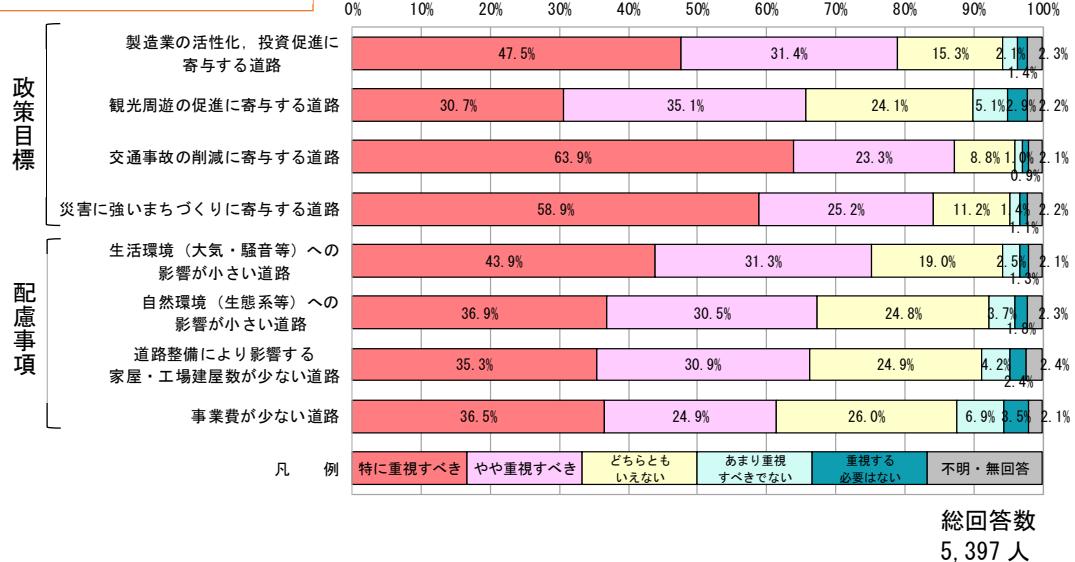


図 2-4(2) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

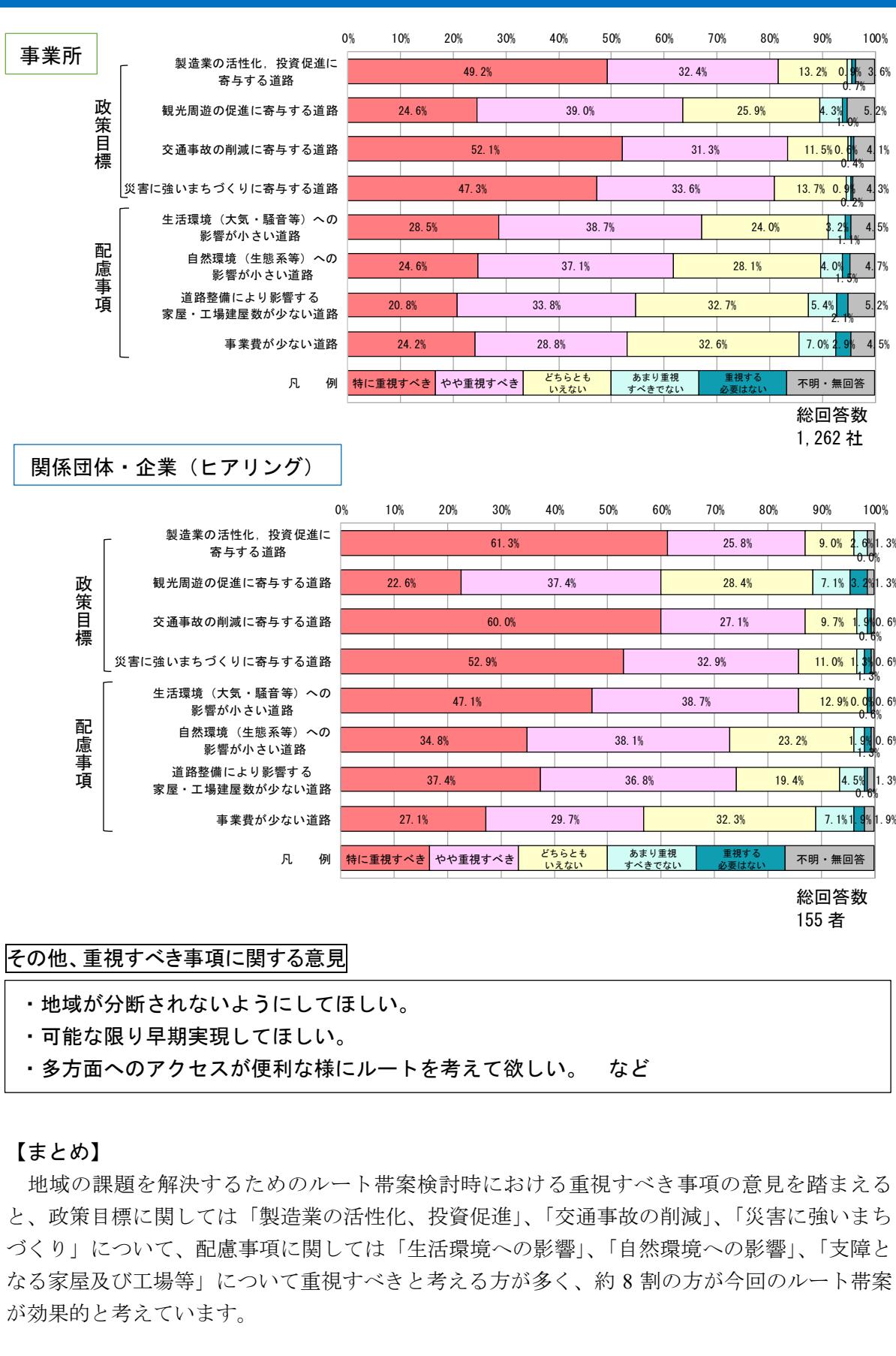


図 2-4(3) 重視すべき事項（第2回地域の意見聴取結果）について

2.2 第一種事業の目的

播磨臨海地域の国道2号バイパス（加古川バイパス、姫路バイパス）は、1日の交通量が10万台を超える区間があり、日常的な渋滞発生により産業活動や観光振興に影響が生じています。さらに、渋滞に付随して国道2号バイパスでは追突事故が発生しており、渋滞を迂回する車が生活道路にも進入し生活環境を悪化させています。

また、播磨臨海地域には、地震時に液状化が発生する可能性の極めて高い範囲が広く分布し、洪水及び津波発生時には、一部の主要幹線道路で浸水による通行止めが懸念されるため、災害時に機能するネットワークの確保が必要です。

以上の産業、渋滞、事故、観光、防災に係る課題を解決するために、本事業は以下の4つの政策目標及び2つの留意事項を設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的とします。また、播磨臨海地域道路の必要な道路機能を整理し、整備の方向性を定めています。

政策目標	
製造業の活性化、投資促進	臨海部から阪神方面への連絡時間の短縮
	南北道路における生活交通との混在による渋滞の回避
観光周遊の促進	産業交通の転換による国道2号BPの観光交通の速達性、定時性の向上
	国道2号BPにおける渋滞解消による追突事故の削減
交通事故の削減	南北道路からの産業交通の転換による事故の削減
	災害に強いまちづくり
災害時に機能するネットワークの確保	

留意事項	
早期整備	課題の大きさを踏まえた対策
	民間投資のスピード感への対応
必要機能の促進	新しい道路に国道2号BPの渋滞が転換するだけとならない仕組みづくり

■播磨臨海地域道路に必要な道路の機能

播磨臨海地域と主要な港湾拠点とのアクセス機能(速達性・定時性)の強化	
1	・播磨臨海地域にも阪神臨海部と同等の産業交通に耐えうる速達性、定時性に優れた自動車専用道路ラーダーネットワークが必要
東西方向のサービスレベルの向上(渋滞緩和)	
2	・東西方向の幹線道路ネットワークの交通バランスを考慮しながら、適切な機能分担を図りつつ、交通容量を拡大するための多車線道路が必要
交通規制・通行止めリスクの低減	
3	・交通規制・通行止めリスクの低減に資するネットワーク代替性の強化が必要

■交通課題を踏まえた整備の方向性

○概略ルート・構造を検討する際の前提条件3つを設定。

■臨海部産業地域からの良好なアクセスルート ■自動車専用道路 ■多車線道路(4車線)

図 2-5 計画段階評価における整備の方向性の検討

2.3 第一種事業の内容

2.3.1 事業実施想定区域の位置

事業実施想定区域の位置は図 2-6 に、起終点は以下に示すとおりです。

起点：兵庫県神戸市

終点：兵庫県姫路市

2.3.2 第一種事業の規模

規模：約 35km

車線：4 車線

播磨臨海地域道路は、全体で延長約50kmを計画していますが、近畿地方小委員会にて、地域の渋滞の状況や設定要因に鑑み、「当面、都市計画と環境アセスメント手続きを進める区間」を設定しました。

「当面、都市計画と環境アセスメント手続きを進める区間」である約35kmについて、計画段階環境配慮書の手続きを進めます。

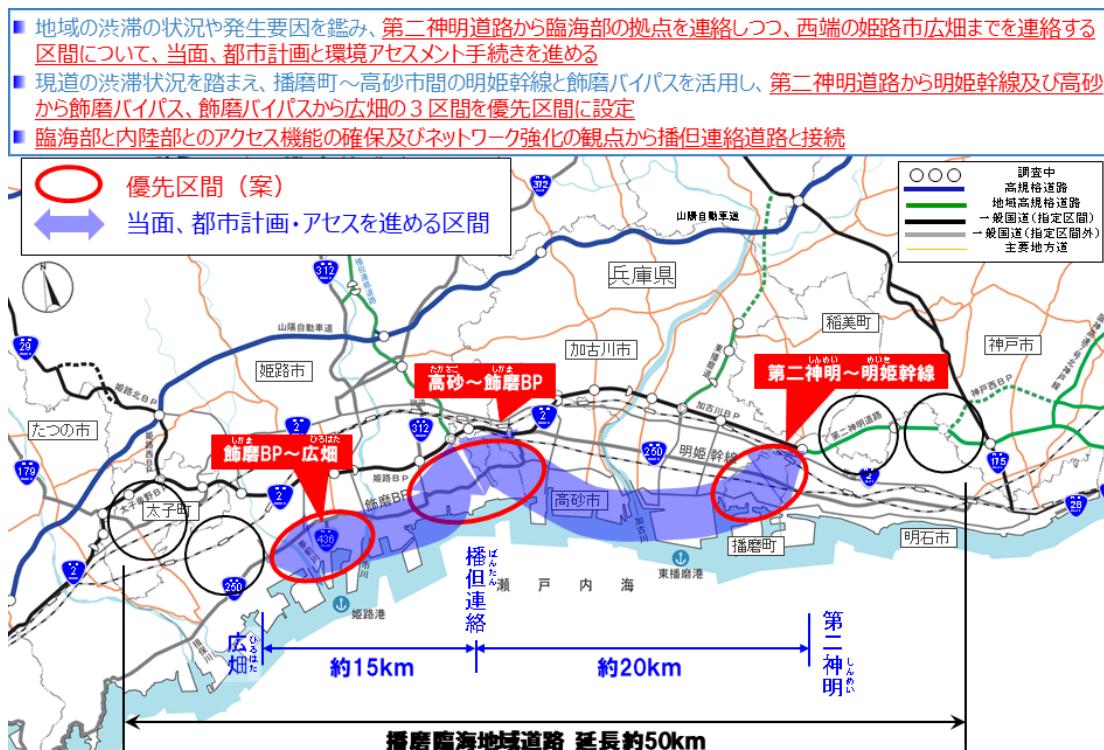


図 2-6 事業実施想定区域の位置図

2.3.3 その他の第一種事業に関する事項

1) 位置等に関する複数案の設定についての考え方

本事業に係る計画段階配慮事項についての検討にあたっては、事業実施想定区域の位置又は規模に関する複数の案（以下、「複数案」という。）を適切に設定する必要があります。

複数案としては、政策目標や地形・地質条件、自然環境、生活環境、コスト縮減などを踏まえて設定します。

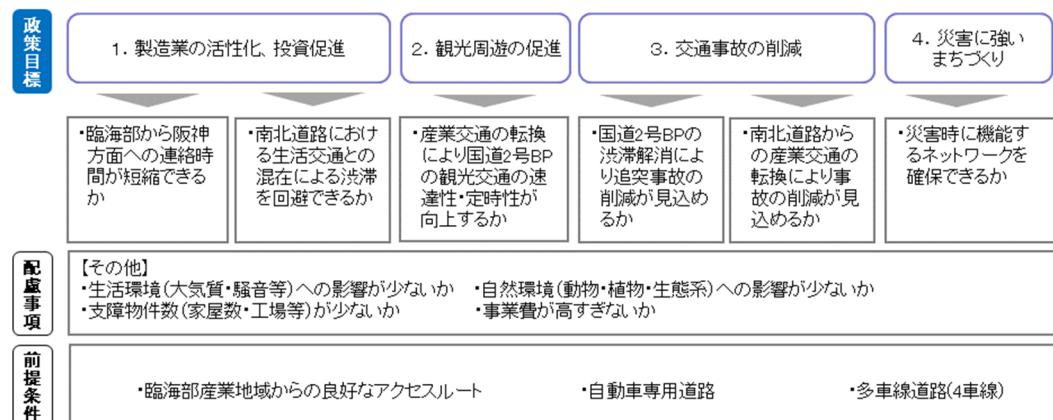
2) 複数案の設定にあたっての考え方

複数案のルート選定にあたっては、播磨臨海地域道路に必要な道路の機能、概略ルート・構造を検討する際の前提条件（第2章 2.2 第一種事業の目的）を踏まえ、地域の課題を解決する案として4案を選定しました。ルート帯案の概要を表2-1、ルート帯案の考え方を図2-7に示します。

表 2-1 ルート帯案の概要

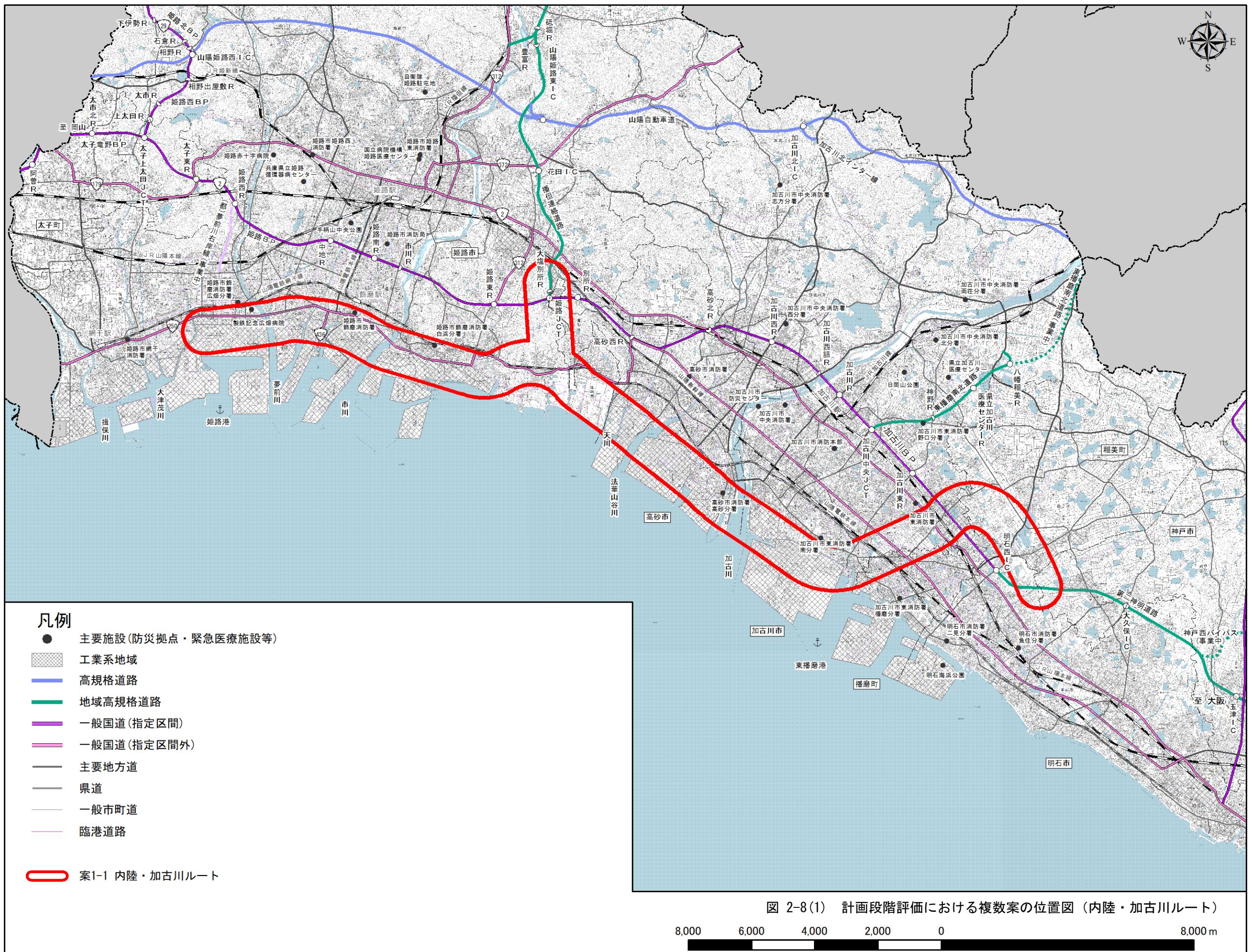
	内陸ルート	沿岸ルート
ルート帯案の概要	【案1-1 内陸・加古川ルート】 加古川市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する案	【案2-1 沿岸・加古川ルート】 加古川市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する案
	【案1-2 内陸・明石ルート】 明石市の市街化調整区域及び住宅密集地と企業集積地の間の空間や公共空間を活用する案	【案2-2 沿岸・明石ルート】 明石市の市街化調整区域及び企業地内の空間や海上空間を活用する案

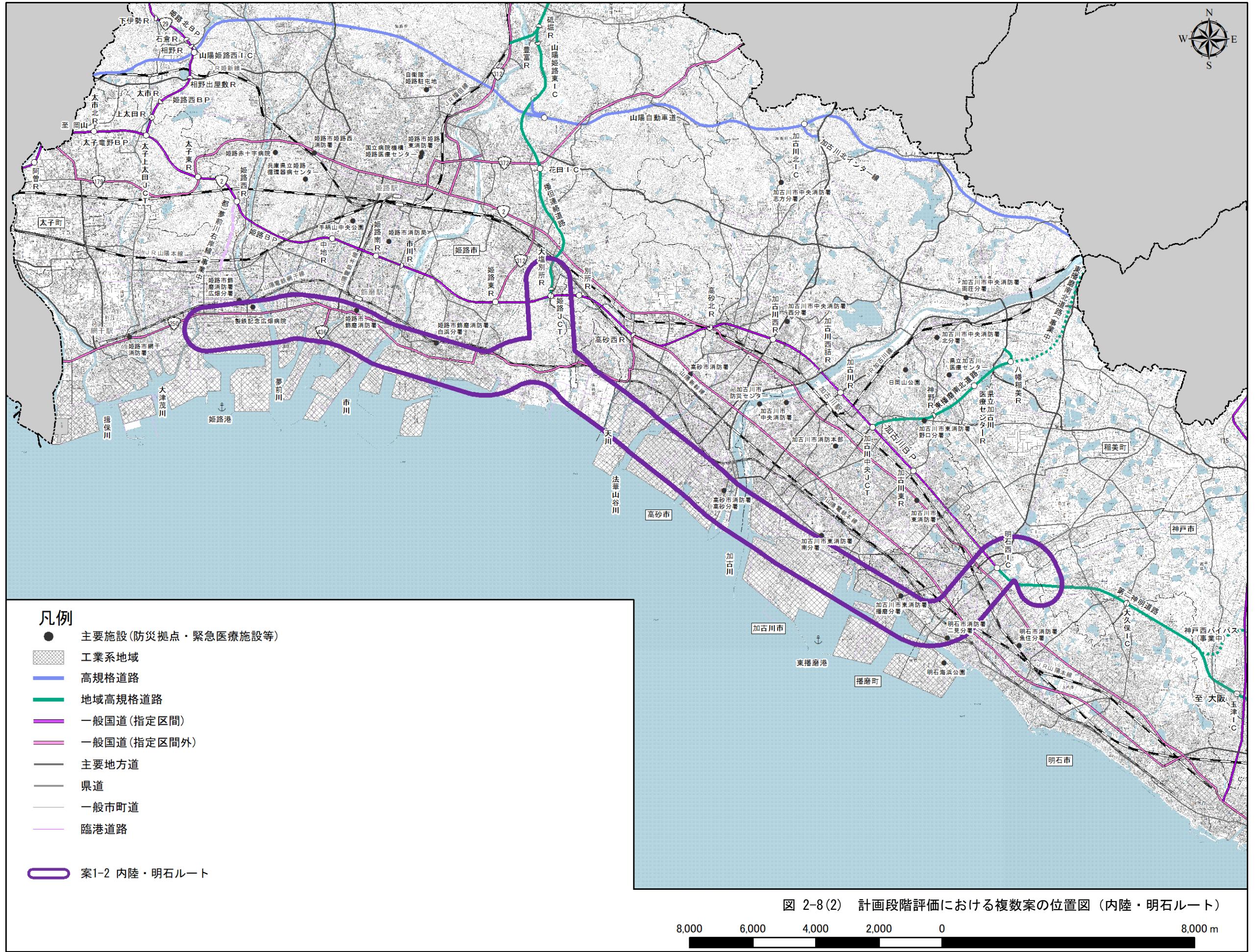
○政策目標、配慮事項、前提条件等を踏まえて、ルート帯案を設定。
 ○設定したルート帯案が各政策目標にどのように資するのか等を整理し、第2回意見聴取で地域がより重視するポイントを明らかにすることで、地域のニーズを十分に踏まえたものであるかを確認。

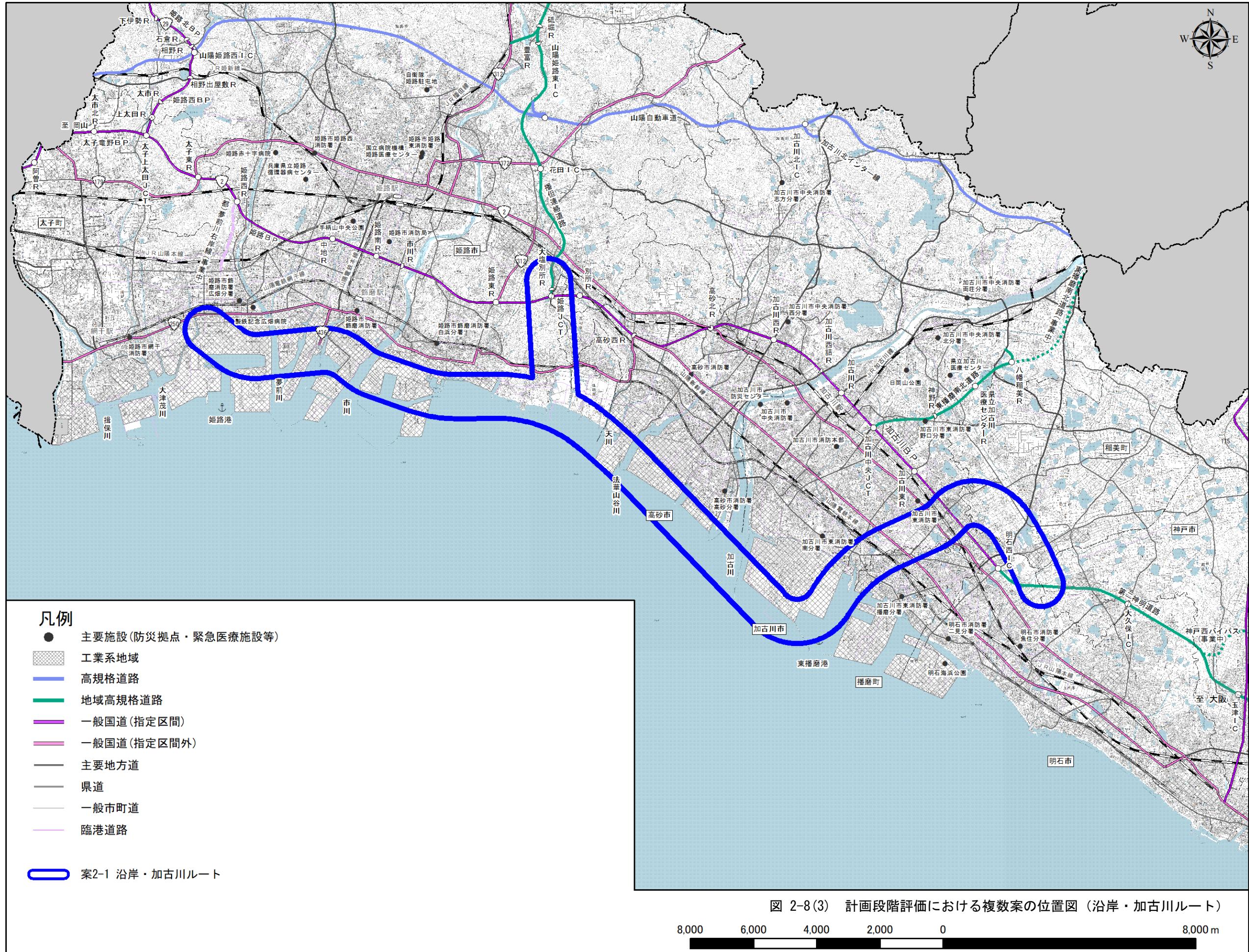


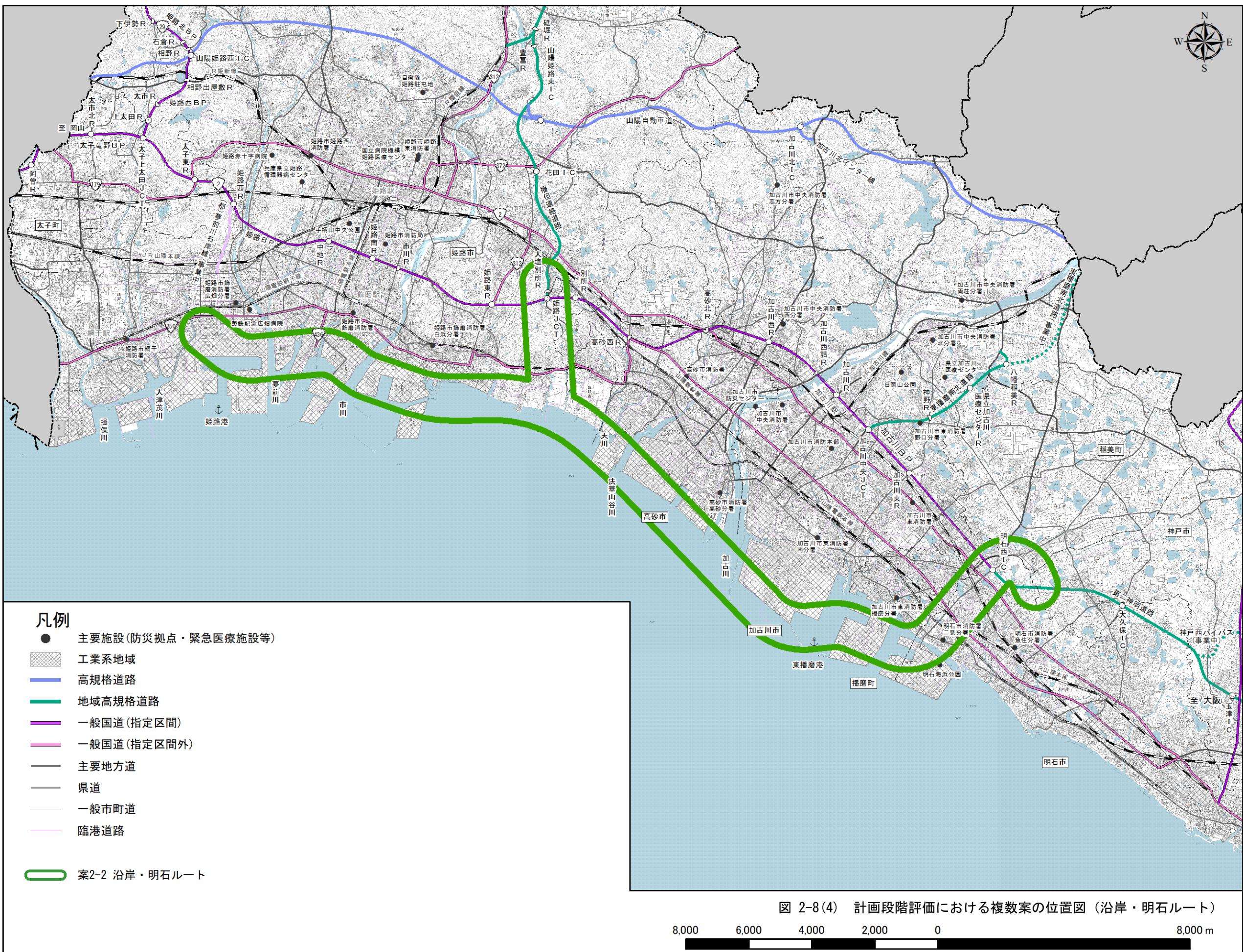
※現道上の空間を活用する案は、播磨臨海地域道路が「自動車専用道路」で「リダンダンシーの確保」を目指す路線であるため、比較案としない。

図 2-7 ルート帯案の考え方





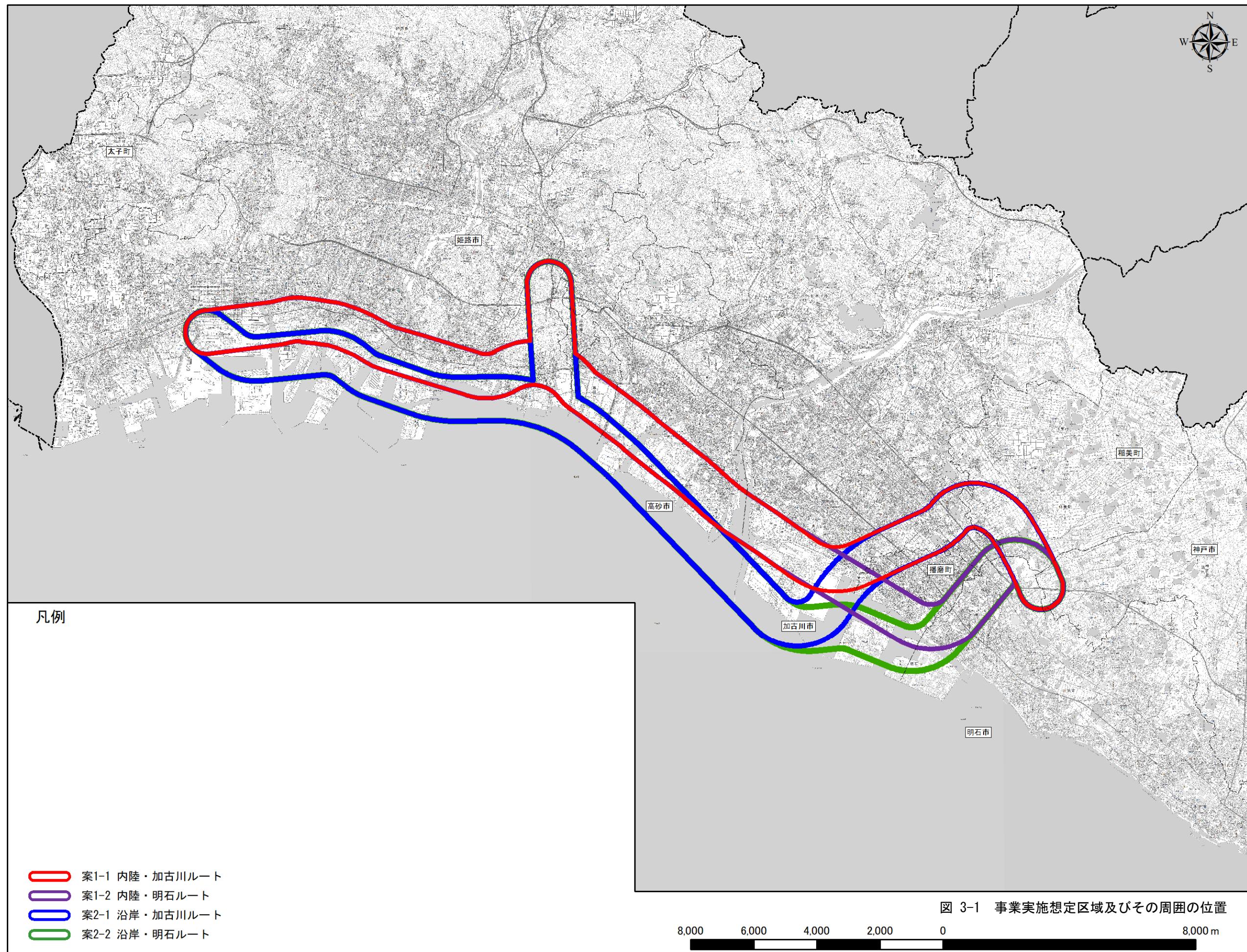




第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲とは、環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域として、事業実施想定区域から概ね片側 3km（本書において最も広範囲に設定する環境要素は景観であり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）を参考に設定しました。）を含む図 3-1 の範囲で、神戸市（西区）、明石市、加古郡稻美町、加古郡播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、揖保郡太子町の範囲とし、自然的状況及び社会的状況を把握する範囲としました。

次項に自然的状況及び社会的状況の概況を示します。



3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果を表 3-1 に示します。また、自然的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-2 に示します。

表 3-1(1) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
大気環境の状況	<p>1. 気象 明石観測所における平成 30 年度の気象概況は、年平均気温が 16.4°C、年降水量が 1,539.0mm、年最多風向は北北東、年平均風速は 3.6m/s である。 姫路観測所における平成 30 年度の気象概況は、年平均気温が 16.2°C、年降水量が 1,570.0mm、年最多風向は北西、年平均風速は 2.6m/s である。</p> <p>2. 大気質 平成 29 年度は、一般環境大気測定期局 24 局、自動車排出ガス測定期局 8 局で調査が行われている。二酸化硫黄は、測定された全 17 局で環境基準を達成している（1 時間値の最高値は 0.011～0.061ppm、日平均値の 2%除外値は 0.003～0.009ppm で日平均値が 0.04ppm を超えた日数は 0 日）。二酸化窒素は、測定された全 32 局で環境基準を達成している（日平均値の年間 98% 値は 0.017～0.036ppm）。浮遊粒子状物質は、32 局のうち 31 局で環境基準を満足していたが、志方公民館では短期的評価で環境基準を超過していた（志方公民館での 1 時間値の最高値 0.206mg/m³、それ以外の局の 1 時間値の最高値は 0.083～0.166mg/m³、日平均値の 2%除外値は 0.034～0.055mg/m³ で日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数は 0 日）。微小粒子状物質は測定された 20 局のうち、16 局で環境基準を達成している（別府の日平均値の年間 98% 値は 39.3 μg/m³、年平均値は 17.2 μg/m³、加古川市役所の日平均値の年間 98% 値は 38.5 μg/m³、年平均値は 15.8 μg/m³、白浜の日平均値の年間 98% 値は 35.0 μg/m³、年平均値は 15.5 μg/m³、林崎の日平均値の年間 98% 値は 36.1 μg/m³、年平均値は 14.6 μg/m³、それ以外の 16 局の日平均値の年間 98% 値は 30.0～34.7 μg/m³、年平均値は 12.0～14.5 μg/m³）。光化学オキシダントは、測定された全 17 局で環境基準を達成していない（昼間の 1 時間値の最高値は 0.097～0.120ppm）。一酸化炭素は、測定された全 6 局で環境基準を達成している（全 8 局における 1 時間値の最高値は 1.3～1.8ppm）。ダイオキシン類も、測定された全ての測定期局で環境基準を達成している（年平均値は 0.013～0.029pg-TEQ/m³）。</p> <p>3. 騒音 道路交通騒音の平成 29 年度の測定結果は、騒音に係る環境基準により地域の類型が指定された 55 地点のうち 49 地点で環境基準を達成しており、3 日以上測定した全ての地点で要請限度を下回っている。環境基準を超過した地点は、明石市大久保町西脇の一般国道 2 号（夜間 68dB）、明石市魚住町清水の一般国道 2 号（夜間 67dB）、明石市二見町西二見の一般県道 718 号線（夜間 66dB）及び一般県道 208 号線（昼間 71dB）、加古川市志方町細工所の高砂北条線（昼間 73dB・夜間 67dB）、加古川市志方町投松の神戸加古川姫路線（昼間：71dB）であり、その他の地点は昼間 50～70dB、夜間 42～65dB である。</p> <p>4. 振動 自動車振動調査は高砂市で平成 30 年度に 3 箇所で実施されており、いずれも要請限度以下であり、昼間 36～51dB、夜間 31～37dB である。</p> <p>5. その他 事業実施想定区域及びその周囲では、低周波音について既存の調査は行われていない。</p>

表 3-1(2) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
水環境の状況	<p>1. 水象 事業実施想定区域及びその周囲の主な河川には、一級河川の加古川、二級河川の法華山谷川、市川、夢前川等がある。播磨灘海岸部には、東播磨港、姫路港等がある。</p> <p>2. 水質 (1)河川 河川における生活環境項目については、46 地点で調査が行われており、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）については、環境基準が設定されている 21 地点で環境基準を達成している（BOD について、A 類型の地点で 0.9mg/L、B 類型の地点で 0.5～1.3mg/L、C 類型の地点で 1.6～2.4mg/L、D 類型の地点で 1.5～3.5mg/L、E 類型の地点で 6.2mg/L。環境基準の類型指定のない地点で 0.7～4.7mg/L。SS について、A 類型の地点で 2mg/L、B 類型の地点で 2～5mg/L、C 類型の地点で 3～12mg/L、D 類型の地点で 6～10mg/L、E 類型の地点で 4mg/L。環境基準の類型指定のない地点で 2～19mg/L。DO について、A 類型の地点で 9.4～10.0mg/L、B 類型の地点で 9.3～10.0mg/L、C 類型の地点で 7.4～11.0mg/L、D 類型の地点で 8.4～10.0mg/L、E 類型の地点で 7.6mg/L。環境基準の類型指定のない地点で 7.1～>15.0mg/L）。 pH は 7 地点で環境基準を超過している（環境基準を超過している地点について、夢前川上流 書写橋（A 類型）で 7.5-9.1、市川下流 工業用水取水点（B 類型）で 7.3-8.6、別府川 十五社橋（C 類型）で 7.2-9.2、船場川下流 白鷺橋（C 類型）で 7.7-9.1、船場川下流 手柄橋（C 類型）で 7.7-9.4、船場川下流 加茂橋（C 類型）で 7.3-9.2、喜瀬川 城橋上（D 類型）で 7.5-9.1。達成している地点について、A 類型の地点で 7.0-8.2、B 類型の地点で 7.2～8.5、C 類型の地点で 7.3-8.1、D 類型の地点で 7.1-7.9、E 類型の地点で 6.9-7.5、環境基準の類型指定のない地点で 6.8～10.5）。</p> <p>大腸菌群数は 6 地点で環境基準を超過している（環境基準を超過している地点について、加古川下流 上荘橋（国包）（B 類型）で 6.4×10^3 MPN/100mL、加古川下流 加古川橋（池尻）（B 類型）で 5.3×10^3 MPN/100mL、加古川下流 相生橋で 1.3×10^4 MPN/100mL、夢前川上流 書写橋（A 類型）で 2.2×10^3 MPN/100mL、夢前川上流 蒲田橋（A 類型）で 2.7×10^3 MPN/100mL、揖保川 王子橋（B 類型）で 1.5×10^4 MPN/100mL。達成している地点について、B 類型の地点で 3.1×10^3～4.9×10^3 MPN/100mL、C 類型の地点で $>5.3 \times 10^3$～2.1×10^4 MPN/100mL、D 類型の地点で 7.0×10^4～1.3×10^5 MPN/100mL、E 類型の地点で 5.1×10^4 MPN/100mL。環境基準の類型指定のない地点で 2.3×10^3～1.0×10^5 MPN/100mL。なお、環境基準を達成している A 類型の地点はない）。</p> <p>河川における健康項目については、いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成している（鉛 0.001～0.005mg/L、砒素 0.001～0.004mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.37～3.1mg/L、ふつ素 0.08～0.4mg/L、ほう素 0.03～0.2mg/L、それ以外の項目は年間通して全検体で報告下限値未満）。</p> <p>河川におけるダイオキシン類の平成 29 年度の調査結果は、全ての調査地点で環境基準を達成している（0.029～0.45pg-TEQ/L）。</p>

表 3-1(3) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
水環境の状況	<p>(2)海域 海域における生活環境項目のうち有機汚濁の代表的指標である COD（化学的酸素要求量）については、27 地点のうち 2 地点で環境基準を超過している（環境基準を超過している地点は、播磨灘播磨海域(13) 加古川市沖 2 (A 類型) 混合:表中層等量と全層で 2.4mg/L、東部工業港沖合 (A 類型) 混合:表中層等量と全層で 2.3mg/L。達成している地点について、A 類型の地点で 1.8~2.0mg/L、B 類型の地点で 2.2~3.0mg/L、C 類型の地点で 2.6~4.2 mg/L)。</p> <p>pH は 10 地点で環境基準を超過している（環境基準を超過している地点について、播磨灘播磨海域(13) 明石林崎沖 (A 類型) 混合:表中層等量と全層で 7.6-8.2、播磨灘播磨海域(13) 東部工業港沖合 (A 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.1-8.5、播磨灘播磨海域(11) 高砂西港沖 (B 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.1-8.6、播磨灘播磨海域(11) 白浜沖 (B 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.7、播磨灘播磨海域(11) 飾磨港沖 (B 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.4、播磨灘播磨海域(7) 飾磨港内 1 (C 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.7、播磨灘播磨海域(8) 広畠港内 (C 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.4、播磨灘播磨海域(9) 網干港内 (C 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.5、播磨灘播磨海域(10) 材木港内 (C 類型) 混合:表中層等量と全層で 8.0-8.4。達成している地点について、A 類型の地点では 8.0-8.3、B 類型の地点では 7.8-8.3、C 類型の地点では 7.8-8.3)。</p> <p>DO、油分等 (n-ヘキサン抽出物質)、大腸菌群数は全ての地点で環境基準を達成している(DOについて、A 類型の地点では 7.8~9.0mg/L、B 類型の地点では 7.6~9.3mg/L、C 類型の地点では 7.3~9.3mg/L。油分等について、全ての地点で ND。大腸菌群数について、$<2.0 \times 10^0 \sim 1.8 \times 10^1$PN/100mL)。</p> <p>全窒素は環境基準が設定されている 18 地点で環境基準を達成しており (0.15~0.41mg/L)、全りんは 18 地点のうち 2 地点で環境基準を超過している（環境基準を超過している地点での平均値は、播磨灘 播磨海域(11) 的形沖 (II 類型) 混合 : 表中層等量で 0.033mg/L、播磨灘 播磨海域(11) 八家沖 (II 類型) 混合 : 表中層等量で 0.037mg/L であり、その他の地点では II 類型で 0.021~0.029mg/L、III 類型で 0.026~0.041mg/L である)。</p> <p>海域における健康項目については、いずれの項目も全ての調査地点で環境基準を達成している (鉛 0.001mg/L 以下、砒素 0.001~0.0012mg/L、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 0.055~0.14mg/L、それ以外の項目は年間を通して全検体で報告下限値未満)。</p> <p>海域におけるダイオキシン類については、全ての調査地点で環境基準を達成している (0.034~0.34pg-TEQ/L)。</p> <p>3. 水底の底質 河川 5 地点、海域 18 地点で PCB 等について調査されている。また、ダイオキシン類についても調査されており、調査対象となった全ての調査地点において環境基準を達成している (0.071~14pg-TEQ/g)。</p> <p>4. その他 事業実施想定区域及びその周囲には、特にいなみの台地に多くのため池が存在しており、稻美町、播磨町では、主なため池 22 箇所で水質調査が行われている。 事業実施想定区域及びその周囲では、環境基準が定められている健康項目を対象に地下水の概況調査等が実施されている。神戸市中央区磯上通の 1 地点で鉛、トリクロロエチレンの環境基準値を超過していた（調査結果：鉛 0.04mg/L、トリクロロエチレン 0.059mg/L）。 また、地下水のダイオキシン類の調査は姫路市の 4 地点で実施されており、全ての調査地点で環境基準を達成していた (0.017~0.230 pg-TEQ/L)。</p>

表 3-1(4) 自然的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
土壤及び地盤の状況	<p>1. 土壤</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲の山地・丘陵地は、褐色森林土壤、残積性未熟土、岩石地、灰色低地土壤等から構成されており、低地部には灰色低地土壤、乾性褐色森林土壤（赤色系）、グライ土壤が主に分布している。</p> <p>また、事業実施想定区域及びその周囲では、「土壤汚染対策法」に基づく指定区域として「要措置区域」が2箇所、「形質変更時要届出区域」が47箇所指定されている。</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により指定された区域（廃棄物が地下にある土地の区域）が85箇所ある。</p> <p>さらに、事業実施想定区域内には、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」に基づき処理されたPCB盛立地が存在している。</p> <p>2. 地盤</p> <p>播磨平野では、昭和39年の測量によると、神戸市～姫路市の区間は、姫路市以西に比べ、相対的に地盤沈下の傾向があったが、その後の測量では沈下は認められていない。</p>
地形及び地質の状況	<p>1. 地形</p> <p>事業実施想定区域の北側には海拔300m程度の山地が分布し、山地部と低地部の間には丘陵や台地の卓越する地域が分布している。</p> <p>事業実施想定区域には三角州性低地が広がり、臨海部は埋立地が分布している。明石市付近には自然堤防・砂州・砂丘もみられる。</p> <p>2. 地質</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲の山地は火山性岩石や深成岩類からなっている。段丘・低地の地質は、大部分を泥・砂・礫から構成される未固結堆積物が占めており、稻美町～加古川市東部付近は泥・砂・礫からなる固結～半固結堆積物で構成されている。</p> <p>3. 重要な地形・地質</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、「兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）」に記載された姫路市大塩町～網干の海岸砂州等の重要な地形、竜山石・石の宝殿等の重要な地質が分布している。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>1. 動物</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲では、重要な動物としてダルマガエル（ナゴヤダルマガエル）やカスミサンショウウオ（セトウチサンショウウオ）、ハルゼミ等の生息が記録されている。</p> <p>2. 植物</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物として兵庫県指定天然記念物の「浜西のヒメコマツ」をはじめ、巨樹・巨木林や保存樹、植物群落として「的形のノジギク群落」等が多数分布する。</p> <p>3. 生態系</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、環境影響を受けやすい場として姫路市東部の自然海浜等が、環境保全の観点から法令等により指定された場として播磨中部丘陵県立自然公園等が、法令等により指定されていないが地域により注目されている場としていみなみの台地のため池群等が分布する。</p>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	<p>1. 景観</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、重要な箇所（眺望点）として高御位山（播磨富士）等176箇所、重要な箇所（景観資源）として姫路城等273箇所が存在する。</p> <p>2. 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲には、明石海浜公園や的形海水浴場等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。</p>

表 3-2(1) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
1 大気環境の状況	1.気象 01	過去の気象データ検索	(令和2年3月)	気象庁
	02	地域気象観測所一覧	令和2年2月	気象庁
	2.大気質 01	環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
		播磨町の環境の概況（平成29年度版）	(令和2年3月)	播磨町
		環境の概要（平成30年度版）	平成30年9月	加古川市
		高砂市の環境 平成29年度版	(令和2年3月)	高砂市
	3.騒音 再掲	環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
	4.振動 01	高砂市の環境 平成30年度版	(令和2年3月)	高砂市
2 水環境の状況	1.水象 01	兵庫県統計書 平成29年（2017）	平成31年3月	兵庫県
		瀬戸内海の環境情報（瀬戸内海の潮流）	(令和2年3月)	環境省
		姫路港港湾計画図	令和元年7月	兵庫県
		東播磨港港湾計画図	平成26年3月	兵庫県
	2.水質 再掲	環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
		水環境総合情報サイト 公共用水域水質測定データ	(令和2年3月)	環境省
	3.水底の底質 再掲	環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
	4.その他 01	令和元年度 町内ため池水質調査記録表	(令和2年3月)	稻美町
		播磨町の環境の概況（平成30年度版）	(令和2年3月)	播磨町
		大気・水質等常時監視結果（平成30年度）	令和元年8月	兵庫県
		環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
3 土壤及び地盤の状況	1.土壤 01	20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査【土壤図】兵庫県	昭和49年	経済企画庁 総合開発局
		要措置区域・形質変更時要届出区域情報	(令和2年3月)	ひょうごの 環境
		区域の指定について	(令和2年3月)	明石市
		土壤汚染指定区域情報	(令和2年3月)	加古川市
		土壤汚染対策	(令和2年3月)	姫路市
		廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和2年3月)	ひょうごの 環境
		廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和2年3月)	姫路市
		廃棄物が地下にある土地についての指定区域の指定	(令和2年3月)	神戸市
		再掲 環境白書－平成30年度版－	平成31年3月	兵庫県
		再掲 環境の概要（平成30年度版）	平成30年9月	加古川市
	09	平成29年度ダイオキシン類調査結果	(令和2年3月)	姫路市
	2.地盤 01	全国地盤環境情報ディレクトリ（平成29年度版）	(令和2年3月)	環境省
4 地形及び地質の状況	1.地形 01	20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査【地形分類図】兵庫県	昭和49年	経済企画庁 総合開発局
		兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	(令和2年3月)	ひょうごの 環境
	2.地質 01	20万分の1土地分類基本調査及び土地保全基本調査【表層地質図】兵庫県	昭和49年	経済企画庁 総合開発局
		兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	(令和2年3月)	ひょうごの 環境

表 3-2(2) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP 確認年月)	発行元
5 動植物の生息又は生育・植生及び生態系の状況	1.動物	01 第2回自然環境保全基礎調査 兵庫県動植物分布図	昭和56年	環境庁
		02 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査(両生類・は虫類) 報告書 日本の重要な両生類・は虫類 近畿版	昭和57年	環境庁
		03 第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査(昆蟲類) 報告書 日本の重要な昆蟲類 近畿版	昭和55年	環境庁
		04 自然環境調査 Web-GIS 第2回	(令和2年3月)	環境省
		05 自然環境調査 Web-GIS 第3回	(令和2年3月)	環境省
		06 自然環境調査 Web-GIS 第4回	(令和2年3月)	環境省
		07 自然環境調査 Web-GIS 第5回	(令和2年3月)	環境省
		08 兵庫県版レッドリスト 2017 哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		09 兵庫県版レッドリスト 2013 鳥類	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		10 兵庫県版レッドリスト 2012 昆蟲類	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		11 兵庫県版レッドリスト 2014 貝類及びその他無脊椎動物	(令和2年3月)	ひょうごの環境
	2.植物	01 県指定文化財一覧(平成31年3月12日現在)	(令和2年3月)	兵庫県教育委員会
		02 市内の指定・登録文化財	(令和2年3月)	明石市
		03 指定文化財	(令和2年3月)	稻美町
		04 町内の指定文化財一覧	(令和2年3月)	播磨町
		05 指定・登録文化財一覧	(令和2年3月)	加古川市
		06 太子町の文化財一覧	(令和2年3月)	太子町
		07 兵庫県版レッドリスト 2010(植物・植物群落)	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		08 第2回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)	昭和56年	環境庁
		09 第5回自然環境保全基礎調査(特定植物群落調査)	平成12年	環境省
		10 第6回自然環境保全基礎調査(巨樹・巨木林調査)	平成12年	環境省
		11 明石市の保護樹木・樹林一覧	平成30年9月	明石市
		12 高砂市保存樹	平成30年9月	高砂市
		13 姫路市指定の保存樹・保護地区	平成29年3月	姫路市
		14 自然環境の保全	(令和2年3月)	姫路市
		15 市民の木、市民の森	(令和2年3月)	神戸市
		16 自然環境調査 Web-GIS 植生図	(令和2年3月)	環境省
	3.生態系	01 第4回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成7年	環境庁
		再掲 自然環境調査 Web-GIS 植生図	(令和2年3月)	環境省
		02 生物多様性の観点から重要度の高い海域	(令和2年3月)	環境省
		再掲 兵庫県版レッドリスト 2011(地形・地質・自然景観・生態系)	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		03 令和元年度兵庫県鳥獣保護区等位置図	(令和2年3月)	兵庫県
		04 自然公園	(令和2年3月)	ひょうごの環境
		05 土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)	(令和2年3月)	国土交通省

表 3-2(3) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1.	01 地域景観形成等基本計画（地域景観マスターplan）	（令和2年3月）	兵庫県
	02	せとうち風景30選	平成8年12月	環境庁
	03	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
	再掲	ため池百選一覧	（令和2年3月）	農林水産省
	再掲	国指定文化財等データベース	（令和2年3月）	文化庁
	再掲	兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	（令和2年3月）	ひょうごの環境
	04	景観条例に基づく指定制度	（令和2年3月）	兵庫県
	05	兵庫県立考古博物館	（令和2年3月）	兵庫県立考古博物館
	06	兵庫県立こどもの館	（令和2年3月）	兵庫県立こどもの館
	07	わがまちあかし景観50選	（令和2年3月）	明石市
	08	明石の主な公園紹介	（令和2年3月）	明石市
	09	ため池へでかけてみよう	（令和2年3月）	いなみ野ため池ミュージアム
	10	都市景観形成重要建築物の紹介	（令和2年3月）	明石市
	11	神戸らしい眺望景観50選.10選MAP	平成24年3月	神戸市
	12	観光マップ「いなみ紀行」	平成28年3月	稻美町
	13	いなみ野フットパス	（令和2年3月）	稻美町
	14	観光情報	（令和2年3月）	播磨町
	15	喜瀬川緑道	（令和2年3月）	東播磨ツーリズム振興協議会
	16	観光スポット案内	（令和2年3月）	加古川観光協会
	17	鶴林寺周辺地区景観形成地区	（令和2年3月）	加古川市
	18	観光情報	（令和2年3月）	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー
	19	高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市
	20	市内名所	平成22年2月	高砂市
	21	姫路市ツーリストガイド&マップ	（令和2年3月）	姫路市
	22	姫路観光ナビひめのみち 観光スポット	（令和2年3月）	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
	23	姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市
	24	姫路市都市計画マスターplan	平成27年3月	姫路市
	25	公園めぐり	（令和2年3月）	姫路市
	26	都市景観重要建築物等	（令和2年3月）	姫路市
	27	景観遺産	平成30年11月	姫路市
	28	姫路市景観計画	平成24年4月	姫路市
	29	観光(史跡・神社・仏閣)	（令和2年3月）	太子町
	30	ぶらり太子 観光マップ	（令和2年3月）	太子町観光協会
	31	第5次太子町総合計画	平成22年7月	太子町
	32	太子町都市計画マスターplan	平成25年1月	太子町
	33	太子町斑鳩地区景観ガイドライン	平成25年3月	兵庫県
	34	公園施設	（令和2年3月）	公益財団法人高砂市施設利用振興財団
	35	ひょうごの景観ビューポイント150選	（令和2年3月）	兵庫県
2. 人と自然との触れ合いの活動の場	再掲	第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図	平成元年	環境庁
	再掲	ため池百選一覧	（令和2年3月）	農林水産省
	再掲	兵庫県版レッドリスト2011（地形・地質・自然景観・生態系）	（令和2年3月）	ひょうごの環境
	01	ひょうごの生物多様性保全プロジェクト	（令和2年3月）	ひょうごの環境
	02	自然歩道	（令和2年3月）	ひょうごの環境
	03	生物多様性ひょうご戦略	平成31年2月	兵庫県
	04	ひょうごのいきもの・ふるさとを見守るなかま	平成22年9月	兵庫県立人と自然の博物館
	再掲	明石の主な公園紹介	（令和2年3月）	明石市
	05	明石の自然歩き隊！！	平成23年3月	エコウイングあかし
	06	一般社団法人明石市観光協会ホームページ	（令和2年3月）	一般社団法人明石市観光協会

表 3-2(4) 自然的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (HP確認年月)	発行元
6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	2. 人と自然との触れ合いの活動の場	再掲 喜瀬川緑道	(令和2年3月)	東播磨ツーリズム振興協議会
	再掲 観光スポット案内	(令和2年3月)	加古川観光協会	
	11 観光モデルコース	(令和2年3月)	加古川観光協会	
	12 第2次加古川市環境基本計画（改訂版）	平成28年3月	加古川市	
	13 加古川ふるさと自然のみち	(令和2年3月)	加古川市	
	14 チラシ（レツツゴー神吉山）	ヒアリング実施 (平成29年11月)	加古川市	
	再掲 観光情報	(令和2年3月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー	
	再掲 高砂ぐるり東西南北 高砂観光ガイド	平成22年2月	高砂市観光協会、高砂市	
	15 高御位山登山マップ、播磨アルプス全山縦走コース	(令和2年3月)	一般社団法人高砂市観光交流ビューロー	
	再掲 市内名所	(令和2年3月)	高砂市	
	16 姫路観光ナビひめのみち（姫路フィルムコミッショナリ）	(令和2年3月)	公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー	
	17 姫路城「さくらの大回廊」ルートマップ	平成30年	姫路市	
	18 姫路公園のご案内	(令和2年3月)	姫路市	
	19 お花の名所一覧	(令和2年3月)	姫路市	
	再掲 姫路市都市計画マスタープラン	平成27年3月	姫路市	
	20 生物多様性ひめじ戦略	平成28年3月	姫路市	
	21 的形ふるさと里山回廊登山マップ	(令和2年3月)	的形ふるさと里山会	
	22 「市川野鳥観察所」でバードウォッチング	(令和2年3月)	姫路市	
	再掲 姫路市地域夢プラン大全集 夢つづく未来への路ガイド	平成25年3月	姫路市	
	再掲 第5次太子町総合計画	平成22年7月	太子町	
	再掲 太子町都市計画マスタープラン	平成25年1月	太子町	
	23 檀特山ふるさとの森マップ とっておき西播磨ハイキングガイドブック	平成30年1月	太子町	
	24 来て！見て！神出町！！	(令和2年3月)	神戸市西区	
	再掲 ため池へでかけてみよう	(令和2年3月)	いなみ野ため池ミュージアム	

3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果を表 3-3 に示します。また、社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-4 に示します。

表 3-3(1) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	<p>1. 人口 平成 27 年時点の人口は、兵庫県全体で 5,534,800 人、事業実施想定区域及びその周囲の合計で 1,531,769 人であり、ともに、平成 7 年の 5,401,877 人、1,492,416 人と比べ増加している。</p> <p>2. 産業 事業実施想定区域及びその周囲では第 3 次産業の占める割合が約 65% と最も高く、次いで第 2 次産業が約 30%、第 1 次産業は約 1% となっている。</p>
土地利用の状況	事業実施想定区域及びその周囲は、瀬戸内海に属する播磨灘に面した播磨平野が広がり、海岸沿いに工業地、その北側に商業、住宅地が存在している。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用状況	<p>1. 利用状況 事業実施想定区域及びその周囲における河川では、高水敷でのスポーツ、サイクリングや散策等の利用があり、加古川、揖保川、夢前川では、内水面漁業権が設定されている。 海域では共同漁業権及び養殖業を対象とした区画漁業権が設定されている。</p> <p>2. 利水状況 明石市、稻美町、播磨町、高砂市及び太子町では地下水利用が最も多く、加古川市及び神戸市では浄水受水が多く、姫路市では表流水が多くなっている。</p>
交通の状況	<p>1. 陸上交通 事業実施想定区域及びその周囲には、東西方向には一般国道 2 号及び一般国道 2 号バイパス、第二神明道路、一般国道 250 号があり、北側には山陽自動車道がある。南北方向には一般国道 175 号、主要地方道 18 号加古川小野線、43 号高砂北条線、及び播但連絡道路がある。 交通量は、一般国道 2 号で 6,322~34,286 台、一般国道 2 号バイパスで 63,833~117,212 台、第二神明道路で 82,492~93,221 台、一般国道 250 号で 8,411~53,313 台、山陽自動車道で 39,636~41,433 台、一般国道 175 号で 32,923 台、主要地方道 18 号加古川小野線で 9,756~31,694 台、43 号高砂北条線で 13,260~27,138 台、播但連絡道路で 5,531~27,248 台となっている。 鉄道は山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 姫新線及び、私鉄の山陽電鉄がある。</p> <p>2. 海上交通 事業実施想定区域の周辺海域には、国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である東播磨港、地方港湾である江井ヶ島港がある。</p>
学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況	事業実施想定区域及びその周囲には、小学校が 128 箇所、中学校が 66 箇所、高等学校、各種学校、専修学校、高等専門学校、定時制高校、特別支援学校、短期大学、大学が 75 箇所、病院が 74 箇所、幼稚園が 89 箇所、保育所が 306 箇所、認定こども園が 133 箇所、その他児童福祉施設が 196 箇所、高齢者福祉施設が 286 箇所、障害者福祉施設が 357 箇所、図書館が 21 箇所分布している。 また、事業実施想定区域及びその周囲の集落・市街地は、低地から丘陵地にかけて広く分布している。
上水道の整備の状況	上水道普及率は、稻美町、播磨町、加古川市及び高砂市で 100% となっており、その他の明石市、姫路市、太子町及び神戸市でも 99% となっている。
下水道の整備の状況	下水道普及率は、明石市及び太子町では 99% 以上、稻美町では 80% 程度となっており、その他の市町では 90% 以上となっている。

表 3-3(2) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他のことの状況	<p>1. 大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域 事業実施想定区域及びその周囲は硫黄酸化物の総量規制地域に指定されているが、窒素酸化物の総量規制地域の指定はない。</p> <p>2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域 稻美町及び姫路市のうち旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く地域が対策地域に指定されている。</p> <p>3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路 事業実施想定区域及びその周囲には指定された沿道整備道路はない。</p> <p>4. 自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、「瀬戸内海国立公園（西播地域及び淡路地域）」、「西播丘陵県立自然公園」及び、「播磨中部丘陵県立自然公園」がある。</p> <p>5. 自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法45条第1項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 事業実施想定区域及びその周囲には、自然環境保全地域の指定はない。</p> <p>6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、世界文化遺産として姫路城がある。</p> <p>7. 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区の指定はない。</p> <p>8. 都市緑地法第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区の指定はない。</p> <p>9. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、生息地等保護区の指定はない。</p> <p>10. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、鳥獣保護区が12箇所ある。</p> <p>11. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条第1項の規定により指定された湿地の区域 事業実施想定区域及びその周囲には、重要な湿地の指定はない。</p> <p>12. 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物 事業実施想定区域及びその周囲には、文化財保護法の規定による名勝はないが、町により指定又は国により登録された名勝、国・県・市町により指定又は登録された史跡及び天然記念物がある。また、事業実施想定区域及びその周囲には、文化財保護法又は各市町条例に基づく有形文化財、「高砂市ふるさと文化財登録制度」における建物、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する。</p> <p>13. 都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区的区域 事業実施想定区域及びその周囲には、風致地区的指定はない。</p>

表 3-3(3) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>14. 環境基本法第 16 条第 1 項の規定により定められた環境基準 (1) 騒音に係る環境基準 騒音に係る環境基準については、加古川市の一部で AA 類型に指定されているほかは、主に住居専用地域は A 類型及び B 類型、商業、工業地域は C 類型に指定されている。 (2) 水質汚濁に係る環境基準 水質汚濁に係る環境基準については、夢前川の上流区間で A 類型、別府川、明石川下流及び船場川で C 類型、喜瀬川で D 類型、谷八木川で E 類型に指定されているほかは、B 類型に指定されている。なお海域では沿岸部で概ね B 及び C 類型に指定されている。 (3) その他 大気汚染に係る環境基準、地下水の汚染に係る環境基準、水底の底質に係る環境基準、土壤の汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p> <p>15. 環境基本法第 17 条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 事業実施想定区域及びその周囲では、策定地域として神戸市及び加古川市が指定されている。</p> <p>16. 騒音規制法第 3 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 自動車騒音の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域は a 区域、第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域は b 区域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域（臨港地区・空港は除く）は c 区域に定められている。</p> <p>17. 振動規制法第 16 条第 1 項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 道路交通振動の限度について、主に、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居専用地域、第 2 種住居専用地域、準住居地域は第 1 種区域に、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は第 2 種区域に定められている。</p> <p>18. 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定により排水基準が定められた区域 事業実施想定区域及びその周囲は、瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域が適用を受ける区域とされている。</p> <p>19. 水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域 事業実施想定区域の関係市町は、総量削減基本方針に係る規制の指定地域に指定されている。</p> <p>20. 瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域 事業実施想定区域及びその周囲は、全域が瀬戸内海環境保全特別措置法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域に指定されている。</p> <p>21. 瀬戸内海環境保全特別措置法第 12 条の 7 の規定により指定された自然海浜保全地区 事業実施想定区域及びその周囲には、自然海浜保全地区はない。</p> <p>22. 湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 2 項の規定により指定された指定地域 事業実施想定区域及びその周囲には、指定地域はない。</p> <p>23. 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 に規定する湖沼及び海域 事業実施想定区域及びその周囲には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。</p> <p>24. 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に規定する湖沼及び海域 事業実施想定区域及びその周囲には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼及び海域がある。</p> <p>25. 土壤汚染対策法第 6 条第 1 項、第 11 条第 1 項の規定により指定された指定区域 事業実施想定区域及びその周囲には、指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域がある。</p> <p>26. ダイオキシン類対策特別措置法第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、ダイオキシン類土壤汚染対策地域はない。</p> <p>27. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域 事業実施想定区域及びその周囲には、指定区域がある。</p>

表 3-3(4) 社会的状況

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>28. 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域 事業実施想定区域及びその周囲には、農用地土壤汚染対策地域はない。</p> <p>29. 森林法第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 事業実施想定区域及びその周囲には、保安林がある。</p> <p>30. 都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、神戸市、明石市、稻美町、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、太子町で基本計画が策定されている。</p> <p>31. 景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画） 事業実施想定区域及びその周囲では良好な景観の形式に関する計画として、姫路市、神戸市で景観計画が策定されており、姫路市全域が景観計画区域とされている。</p> <p>32. 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域 事業実施想定区域及びその周囲には、用途地域が定められている。</p> <p>33. その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況</p> <p>(1) 港湾法第2条第3項の規定に基づく港湾区域 事業実施想定区域及びその周囲には、港湾区域が存在する。</p> <p>(2) 河川法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、河川保全区域が存在する。</p> <p>(3) 海岸法第3条第1項の規定に基づく海岸保全区域 事業実施想定区域及びその周囲には、海岸保全区域が存在する。</p> <p>(4) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第1項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画） 事業実施想定区域及びその周囲には、歴史的風致維持向上計画はない。</p>

表 3-4(1) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目		No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元
の 状 況 及 び 産 業 1 人 口	1.人口	01	市区町別主要統計指標平成31年版	(令和2年3月)	兵庫県
		再掲	市区町別主要統計指標平成31年版	(令和2年3月)	兵庫県
	2.産業	01	兵庫県統計書平成29年(2017)	(令和2年3月)	兵庫県
		02	平成29～30年近畿農林水産統計年報	令和元年6月	近畿農政局
	2 土地利用の状況	再掲	兵庫県統計書平成29年(2017)	(令和2年3月)	兵庫県
		01	地理院地図（電子国土Web） 20万分1土地利用図	(令和2年3月)	国土交通省 (国土地理院)
		02	用途地域データ	(令和2年3月)	国土交通省国土 政策局国土情報課
		03	植生図（緑の多い住宅地）	(令和2年3月)	環境省 生物 多様性センター
		04	明石市都市計画情報の検索	(令和2年3月)	明石市
		05	用途地域図	(令和2年3月)	稻美町
		06	用途地域図（平成24年5月1日決定）	(令和2年3月)	播磨町
		07	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	(令和2年3月)	加古川市
		08	高砂市都市計画総括図	(令和2年3月)	高砂市
		09	姫路市Webマップ	(令和2年3月)	姫路市
		10	兵庫県中播都市計画（太子町）総括図	(令和2年3月)	太子町
		11	神戸市情報マップ	(令和2年3月)	神戸市
		12	土地利用計画図土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)	(令和2年3月)	国土交通省
		13	国勢調査 人口集中地区境界図（平成27年）	(令和2年3月)	総務省統計局
3 河川・湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1.利用 状況	再掲	兵庫県統計書平成29年(2017)	(令和2年3月)	兵庫県
		01	兵庫県下における河川整備基本方針・河川整備計画の策定状況について	(令和2年3月)	兵庫県ホームページ
		02	加古川水系河川整備計画	平成23年12月	近畿地方整備局
		03	揖保川水系河川整備計画	平成25年7月	近畿地方整備局
		04	瀬戸川水系河川整備基本方針	平成17年4月	兵庫県
		05	喜瀬川水系河川整備基本方針	平成16年7月	兵庫県
		06	法華山谷川水系河川整備計画	平成25年2月	兵庫県
		07	市川水系河川整備計画	平成22年3月	兵庫県
		08	野田川水系河川整備計画	平成17年6月	兵庫県
		09	船場川水系河川整備計画	平成22年2月	兵庫県
		10	夢前川水系河川整備計画	平成26年10月	兵庫県
		11	大津茂川水系河川整備基本方針	平成27年3月	兵庫県
		12	明石川水系河川整備計画	平成22年3月	兵庫県
		13	兵庫県の内水面漁業	(令和2年3月)	兵庫県
		14	兵庫県広報	平成25年9月	兵庫県
		15	兵庫の海釣り：漁業権について	(令和2年3月)	兵庫県
	2.利水 状況	01	平成29年度水道施設現況調査書	(令和2年3月)	兵庫県
		02	平成30年工業統計調査結果	(令和2年3月)	兵庫県
		03	条例に基づく届出対象井戸一覧	—	明石市
		04	飲用井戸等一覧	—	明石市
		05	2020年度明石市水道部水質検査計画	(令和2年3月)	明石市水道局
		06	稻美町「上水道施設位置図」	ヒアリング実施時 (平成24年)	稻美町
		07	取水井位置図	—	播磨町
		08	水道事業取水位置及び利用リスト	—	加古川市
		09	変更届出書添付図面（給水人口の増加）	—	加古川市
		10	地下水揚水箇所等	—	姫路市
		11	平成30年度（2018年度）姫路市水道事業年報	(令和2年3月)	姫路市
		12	災害時市民開放井戸登録数一覧	—	姫路市
		13	姫路市水道事業第6期拡張事業一般平面図 (専用水道について)	—	姫路市
		14	水道事業概要図	—	太子町
		15	災害時協力井戸一覧	—	太子町

表 3-4(2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元
4 交通の状況	1.陸上交通	01 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表	(令和2年3月)	近畿地方整備局道路部
		02 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 交通量図	(令和2年3月)	近畿地方整備局道路部
		03 国土数値情報 ダウンロードサービス	(令和2年3月)	国土交通省
		04 明石市統計書平成30年版 (2018年)	平成31年3月	明石市
		05 播磨町統計書 (2019年版)	令和元年7月	播磨町
		06 平成30年度版加古川市統計書 (web版)	(令和2年3月)	加古川市
		07 第95回神戸市統計書 平成30年度版	(令和2年3月)	神戸市
		08 高砂市統計書 (30年度)	(令和2年3月)	高砂市
		09 姫路市統計要覧－平成30年 (2018年) 版一	(令和2年3月)	姫路市
	2.海上交通	01 兵庫県港湾調査 (港湾統計年報 (平成30年))	令和元年10月	兵庫県
5 学校・病院その他他の環境の保全について配慮が必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況	01 学校園一覧	(令和2年3月)	明石市教育委員会	
	02 神戸市西区内 校区一覧	(令和2年3月)	神戸市	
	03 稲美町立幼稚園・小学校・中学校一覧	(令和2年3月)	稲美町	
	04 小学校・中学校・幼稚園の一覧	(令和2年3月)	播磨町	
	05 学校・幼稚園	(令和2年3月)	加古川市	
	06 高砂教育ネットワーク	(令和2年3月)	高砂市教育委員会	
	07 学校施設一覧 (市立学校・幼稚園)	(令和2年3月)	姫路市	
	08 小学校・中学校	(令和2年3月)	太子町	
	09 兵庫県内の私立学校	(令和2年3月)	兵庫県	
	10 県立学校	(令和2年3月)	兵庫県教育委員会	
	11 国立明石工業高等専門学校HP	(令和2年3月)	国立明石工業高等専門学校	
	12 兵庫県の大学	(令和2年3月)	スクールナビ	
	13 兵庫県病院名簿	平成31年4月	兵庫県	
	14 神戸市立学校園 校種別一覧	(令和2年3月)	神戸市	
	15 幼稚園の一覧	(令和2年3月)	太子町	
	16 明石市認可保育施設 (保育所・認定こども園・小規模保育事業所) 一覧表	令和元年12月	明石市	
	17 県が所管する認可外保育施設一覧	令和2年2月	兵庫県	
	18 認可外保育施設	令和2年2月	明石市	
	19 令和2年度保育所・認定こども園 地域型保育事業 H30年度施設一覧 (2号・3号認定子ども用)	令和2年3月	神戸市	
	20 認可外保育施設一覧	(令和2年3月)	神戸市	
	21 保育所利用案内	(令和2年3月)	稲美町	
	22 播磨町内の保育施設	(令和2年3月)	播磨町	
	23 保育施設について	(令和2年3月)	加古川市	
	24 教育・保育施設一覧(各園のご案内)	(令和2年3月)	高砂市	
	25 2019年度 姫路市教育保育施設一覧	(令和2年3月)	姫路市	
	26 姫路市内の認可外保育施設一覧	(令和2年3月)	姫路市	
	27 保育所・認定こども園への入所(令和2年度)	(令和2年3月)	太子町	
	28 兵庫県所管認定こども園一覧	平成31年4月	兵庫県	
	29 令和元年度分 自己評価結果を公表している事業所一覧表(令和2年2月3日現在)	(令和2年3月)	兵庫県	
	30 障害福祉サービス等情報検索(WAMNET)	(令和2年3月)	福祉医療機構	
	31 施設紹介	(令和2年3月)	兵庫県児童養護連絡協議会	

表 3-4(3) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元
5 な 施 設 の 配 置 の 状 況 及 び 住 宅 の 配 置 の 状 況 そ の 他 の 環 境 の 保 全 に つ い て 配 慮 が 必 要	32	児童施設一覧	(令和2年3月)	兵庫県社会福祉事業団
	33	療育・就労支援ガイドブック（2019年度版）	令和元年8月	明石市立発達支援センター
	34	2019年度 障害福祉サービス等事業者・障害者福祉施設等一覧	令和元年8月	神戸市
	35	指定障害福祉サービス事業所・指定児童通所支援事業所・指定地域生活支援事業所一覧	令和2年2月	姫路市
	36	市政の概要 令和元年版	令和元年9月	姫路市
	37	高齢者施設一覧	(令和2年3月)	兵庫県
	38	明石市内事業所一覧	(令和2年3月)	明石市
	39	高齢者福祉施設	平成31年4月	明石市
	40	介護サービス施設一覧	(令和2年3月)	神戸市
	41	介護保険指定事業者名簿	令和2年3月	姫路市
	42	有料老人ホーム一覧表	令和2年3月	姫路市
	43	兵庫県内公共図書館	(令和2年3月)	兵庫県立図書館
6 上水道の整備の状況	01	平成29年度水道施設現況調査	(令和2年3月)	兵庫県
7 下水道の整備の状況	01	各市町の下水道普及率と生活排水処理率 (平成28年度末)	(令和2年3月)	兵庫県

表 3-4(4) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

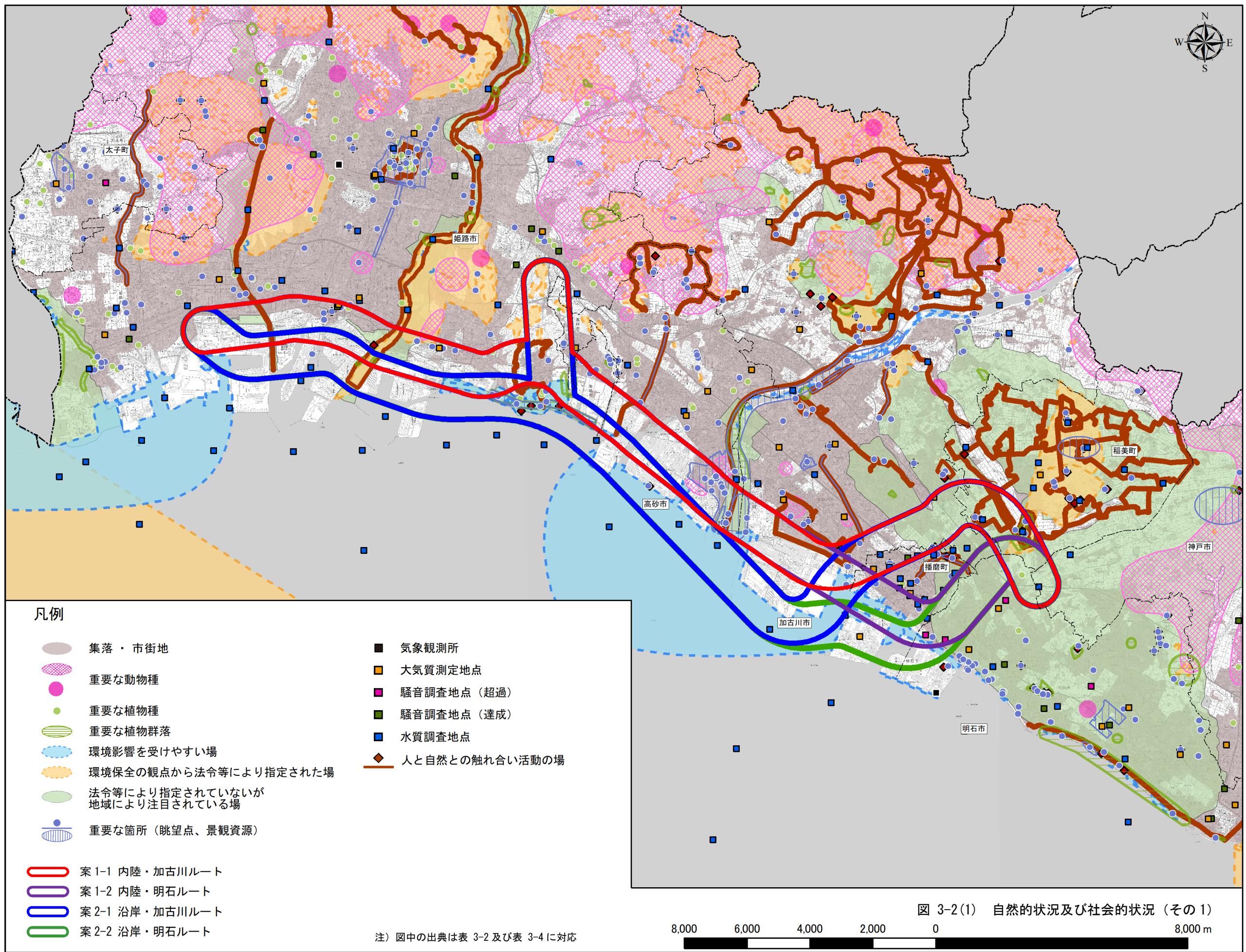
項目	No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1.大気汚染防止法第5条の2第1項に規定する指定地域	—	—	—
	2.自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域	—	—	—
	3.幹線道路の沿道の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路	—	—	—
	4.自然公園法第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は同法第72条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域	01 濑戸内海国立公園 02 自然公園	(令和2年3月) (令和2年3月)	環境省 ひょうごの環境
	5.自然環境保全法第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第45条第1項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域	—	—	—
	6.世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域	01 国指定文化財等データベース	(令和2年3月)	文化庁
	7.近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域	—	—	—
	8.都市緑地法第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	—	—	—
	9.絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域	—	—	—

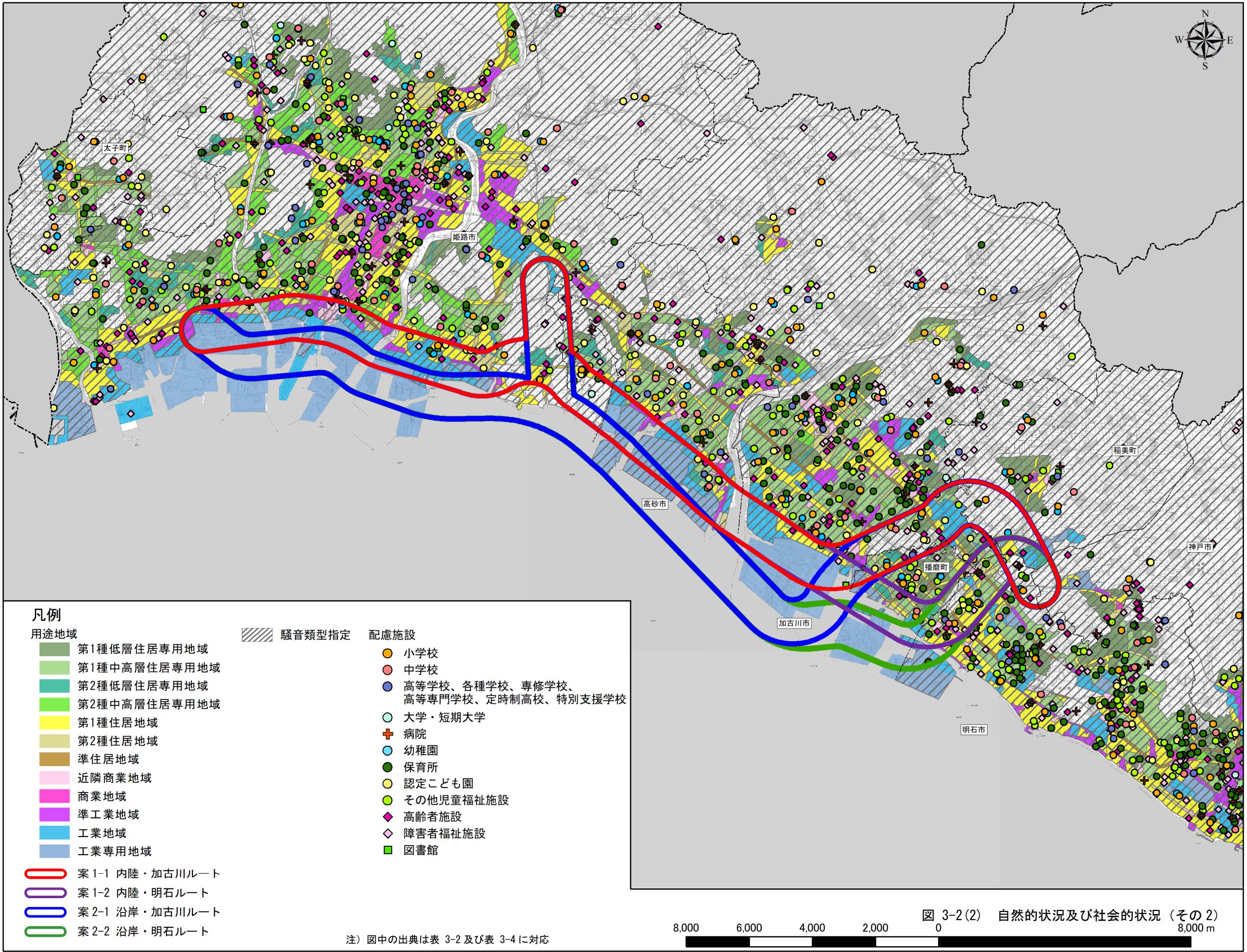
表 3-4(5) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	10.鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により設定された鳥獣保護区の区域	01 兵庫県鳥獣保護区等位置図(令和元年度)	(令和2年3月)	兵庫県
	11.特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条第1項の規定により指定された湿地の区域	—	—	—
	12.文化財保護法第109条第1項の規定により指定された名勝又は天然記念物	01 国指定文化財等データベース 02 国・県指定文化財及び国・県登録文化財 03 指定・登録文化財一覧 04 姫路市内の指定等文化財一覧 05 市内の指定・登録文化財 06 稲美町指定文化財 07 町内の指定文化財一覧 08 市内の文化財 再掲 太子町の文化財一覧 09 教育委員会告示第4号 10 神戸市内の指定文化財 11 埋蔵文化財保護の手引き	(令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) (令和2年3月) 令和2年2月 (令和2年3月) (令和2年3月)	文化庁 兵庫県教育委員会 加古川市 姫路市 明石市教育委員会 稻美町 播磨町 高砂市 太子町 太子町教育委員会 神戸市 兵庫県立考古博物館
	13.都市計画法第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域	—	—	—
	14.環境基本法第16条第1項の規定により定められた環境基準	01 大気・水質等常時監視結果(平成30年度) 02 環境白書－平成30年度版－	令和元年8月 (令和2年3月)	兵庫県 兵庫県
	15.環境基本法第17条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	—	—	—
	16.騒音規制法第3条第1項及び第17条第1項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	—	—	—
	17.振動規制法第16条第1項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	—	—	—
	18.水質汚濁防止法第3条第3項の規定により排水基準が定められた区域	—	—	—
	19.水質汚濁防止法第4条の2第1項に規定する指定地域	—	—	—
	20.瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する関係府県の区域	—	—	—

表 3-4(6) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No	資料名	刊行年月 (確認年月)	発行元	
8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	21.瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区	—	—	—	
	22.湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定により指定された指定地域	—	—	—	
	23.排水基準を定める省令別表第2の備考6に規定する湖沼及び海域	—	—	—	
	24.排水基準を定める省令別表第2の備考7に規定する湖沼及び海域	—	—	—	
	25.土壤汚染対策法第6条第1項の規定により指定された指定区域	—	—	—	
	26.ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域	—	—	—	
	27.廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定により指定された指定区域	—	—	—	
	28.農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項の規定により指定された農用地土壤汚染対策地域	—	—	—	
	29.森林法第25条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	—	—	—	
	30.都市緑地法第4条第1項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画	—	—	—	
	31.景観法第8条第1項により定められた良好な景観の形式に関する計画（景観計画）	01	姫路市景観計画	平成24年4月	姫路市
		02	神戸市景観計画	平成27年12月	神戸市
	32.都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域	再掲	兵庫県統計書平成29年(2017)	(令和2年3月)	兵庫県
		再掲	神戸市情報マップ	(令和2年3月)	神戸市
		再掲	明石市都市計画情報の検索	(令和2年3月)	明石市
		再掲	用途地域図	平成28年6月	稻美町
		再掲	用途地域図 (平成24年5月1日決定)	平成24年5月	播磨町
		再掲	加古川市電子地図サービス「かこナビ」	(令和2年3月)	加古川市
		再掲	高砂市都市計画総括図	(令和2年3月)	高砂市
		再掲	姫路市Webマップ	(令和2年3月)	姫路市
		再掲	兵庫県中播都市計画（太子町）総括図	平成28年11月	太子町
	33.その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況	01	ひょうごのみなと	(令和2年3月)	兵庫県
		再掲	兵庫県統計書平成29年(2017)	(令和2年3月)	兵庫県
		02	播磨沿岸海岸保全基本計画 (変更) 参考資料編	平成28年4月	兵庫県
		03	東播磨港港湾計画図	平成26年3月	兵庫県
		04	姫路港港湾計画図	令和元年7月	兵庫県





第4章 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

4.1 計画段階配慮事項の選定

文献で得られた情報により、重大な影響を受けるおそれのある環境の要素について検討し、計画段階配慮事項を選定します。

計画段階配慮事項として選定する環境要素と選定理由は表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素	影響要因	施設等の存在 及び供用		選定理由
		道路の 存在	自動車の 走行	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音	○	事業実施想定区域及びその周囲には、集落・市街地が分布しています。自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な動物種が生息しています。道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	植物	○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な植物群落、巨樹・巨木林、天然記念物が生育しています。道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
	生態系	○		事業実施想定区域及びその周囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境として、自然公園、干潟、自然海浜等が分布しています。道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	○		事業実施想定区域及びその周囲には、重要な箇所（眺望点、景観資源）が存在しています。道路の存在に伴い、景観への影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。

4.2 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法

道路事業の場合、計画段階における地域特性の把握は既存資料の調査によるものであり、詳細なルートの位置や道路構造等について検討段階であるため、必ずしも定量的な予測・評価ができるものではありません。

このため、計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とします。調査は、複数案が含まれるエリア全体を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とし、把握できたものについて、表 4-2 に示します。また、予測は、環境の状況の変化を把握する方法とします。評価は、環境影響の程度を整理し、各ルート帯を比較する方法とします。

表 4-2 計画段階配慮事項に関する調査、予測、評価の手法

計画段階配慮事項	検討対象	調査手法	予測手法	評価手法
自動車の走行による大気質	集落・市街地 ^{*1} の位置	既存資料 ^{*2}	集落・市街地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過の状況を整理・比較
自動車の走行による騒音				
道路の存在による動物	重要な種の生息地・重要な動物種	既存資料 ^{*2}	重要な種の生息地の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による植物	重要な種・群落の位置 ・重要な植物種（天然記念物、巨樹・巨木林、保存樹・保護樹木） ・重要な植物群落	既存資料 ^{*2}	重要な種・群落の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による生態系	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・環境影響を受けやすい場 ・環境保全の観点から法令等により指定された場 ・法令等により指定されていないが地域により注目されている場	既存資料 ^{*2}	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較
道路の存在による景観	重要な箇所 ・眺望点 ・景観資源	既存資料 ^{*2}	重要な箇所の位置と複数案との位置関係を把握	回避又は通過、分断の状況を整理・比較

*1) 集落・市街地は用途地域（工業専用地域を除く）を基本に、現存植生図（1/25,000）の「緑の多い住宅地」のエリアを加えて設定した。

*2) 各検討対象に関する既存資料は、表 3-2 及び表 3-4 に示すとおりである。

4.3 計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価の結果

計画段階配慮事項に関する調査は、既存資料に基づき表 4-2 の「検討対象」の位置・分布を把握し、図 4-1 に調査の結果として記載しました。予測では、表 4-3 に回避等の状況を記載し、環境の状況の変化を把握しました。

選定された計画段階配慮事項の各ルート帯における影響の程度は、表 4-3 に示すとおりです。

道路の存在による動物、植物、景観の環境要素について、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。

自動車の走行による大気質・騒音の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。

道路の存在による生態系の環境要素について、いずれのルート帯においても影響を与える可能性があります。ただし、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。

今後、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階では、できる限り集落・市街地、重要な種の生息地、重要な種・群落の位置、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境、重要な箇所（眺望点、景観資源）への影響の回避・低減に取り組みます。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査・予測・評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

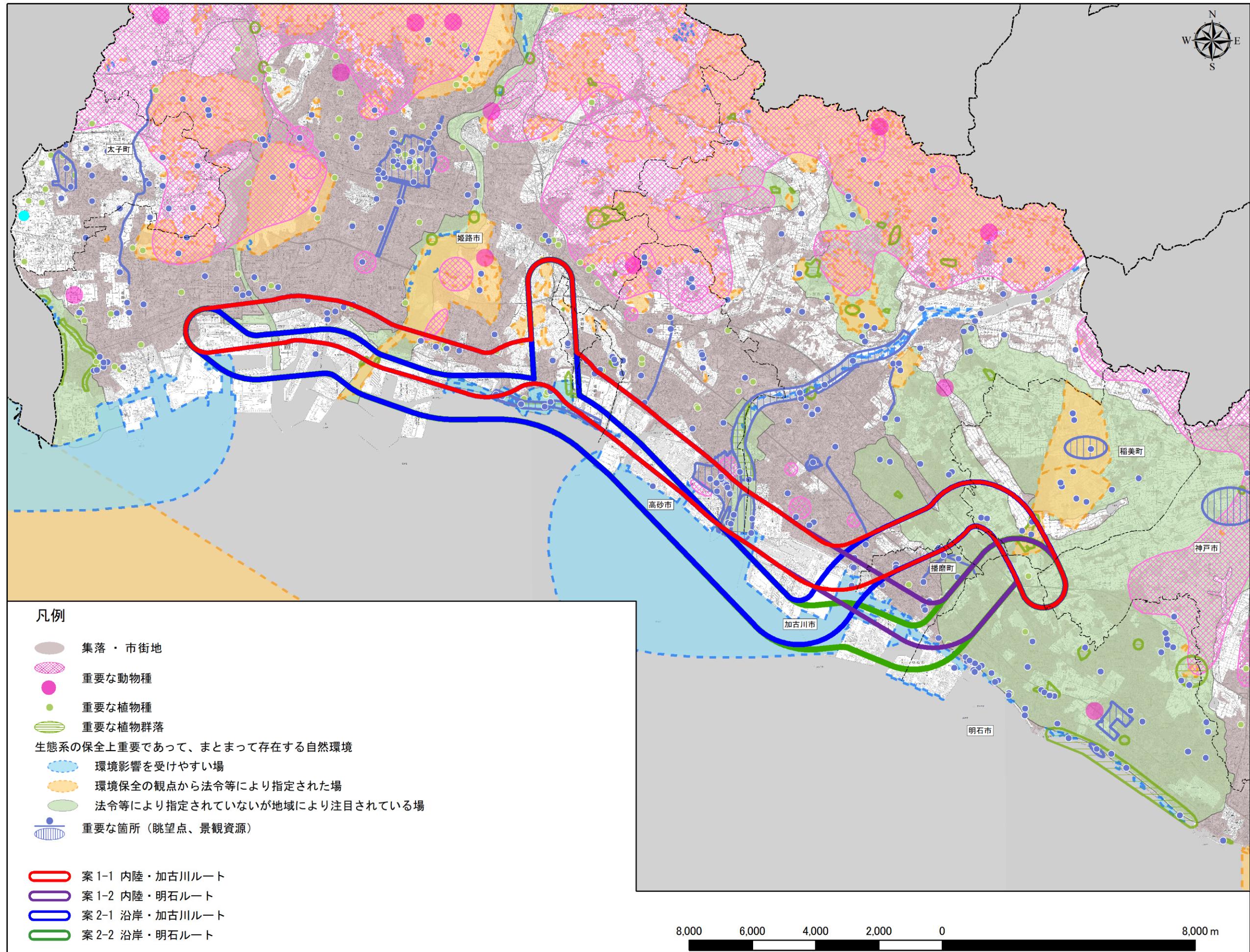


図 4-1 計画段階配慮事項の調査結果

表 4-3(1) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

配慮事項 計画段階	案1-1 (内陸・加古川ルート)	案1-2 (内陸・明石ルート)	案2-1 (沿岸・加古川ルート)	案2-2 (沿岸・明石ルート)
大気質 ／ 騒音	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>集落・市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り集落・市街地を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p> <p>なお、主に海上空間を通過するルート帯であるため、集落・市街地を通過する程度は内陸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>
	沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートは、内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートに比べ環境影響の程度は小さいと評価します。			
動物	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において回避する検討が可能です。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。	既存資料により詳細な位置が特定できた重要な種の生息地は回避します。
	内陸ルートは今後の具体的なルートの位置や道路構造の検討により重要な種の生息地を回避する検討が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			
植物	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>	<p>既存資料により詳細な位置が特定できた天然記念物や巨樹・巨木林等を通過するため、植物に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、その位置が特定できていることから、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、植物への影響低減の検討が可能です。</p>
	いずれのルート帯も環境への影響が懸念されるが、影響低減が可能であるため、各ルート帯の影響は同程度であると評価します。			

表 4-3(2) 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

計画段階配慮事項	案1-1 (内陸・加古川ルート)	案1-2 (内陸・明石ルート)	案2-1 (沿岸・加古川ルート)	案2-2 (沿岸・明石ルート)
生態系	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p> <p>なお、海上空間における環境影響を受けやすい場を通過する範囲が小さいルート帯であるため、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過する程度は沿岸ルートに比べ小さいと考えられます。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>	<p>生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境を通過するため、影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減する検討が可能です。</p>
内陸・加古川ルート及び内陸・明石ルートは、沿岸・加古川ルート及び沿岸・明石ルートに比べ影響の程度は小さいと評価します。				
景観	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>加古川河口付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>	<p>的形付近の重要な箇所（眺望点、景観資源）が広く分布する箇所等を通過するため、景観に影響を与える可能性があります。</p> <p>ただし、今後の具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階において、できる限り重要な箇所（眺望点、景観資源）を回避したルート等を検討することにより、影響低減の検討が可能です。</p>
内陸ルートでは加古川河口付近、沿岸ルートでは的形付近に重要な箇所が広く分布しており、いずれのルート帶も環境への影響が懸念されることから、各ルート帶の影響は同程度であると評価します。				

第5章 その他環境省令で定める事項

5.1 環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書の案についての意見と事業者の見解

5.1.1 一般の環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

複数案（ルート帯案）を検討する際に重視すべき事項として、「生活環境（大気・騒音等）への影響が小さい道路」及び、「自然環境（生態系等）への影響が小さい道路」について意見聴取を行い、「特に重視すべき」、「やや重視すべき」、「どちらともいえない」、「あまり重視すべきでない」、「重視する必要はない」の5段階で回答していただきました。（調査期間：令和元年10月1日～令和元年11月30日（第2回意見聴取））

その結果、重視すべきという意見（「特に重視すべき」、「やや重視すべき」）は、「生活環境（大気・騒音等）への影響が小さい道路」が74.0%、「自然環境（生態系等）への影響が小さい道路」が66.4%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び事業者の見解を表5-1に示します。

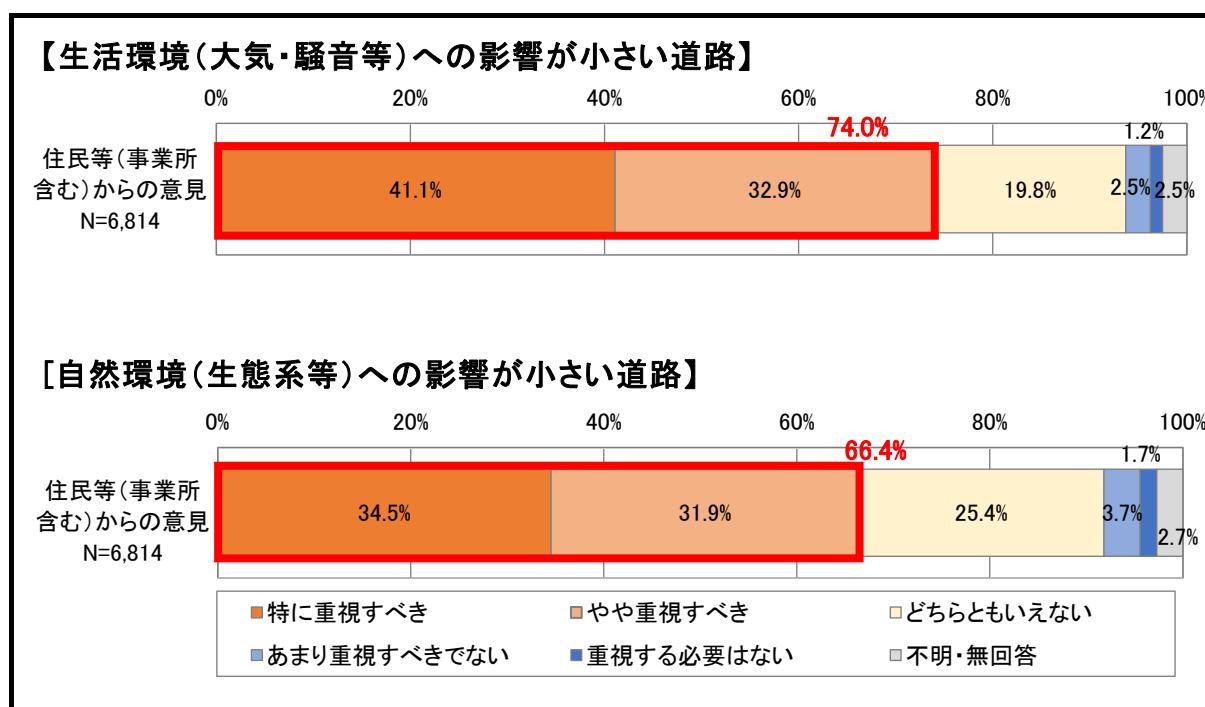


表 5-1 (1) 住民等（事業者含む）からの主な意見と事業者の見解

項目	住民等（事業所含む）からの意見の要旨	事業者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・特に景観への影響を配慮してほしい。 ・景観や住民への影響を最大限に配慮した上で利便性の高い整備計画が望ましいと思います。 ・生活環境や自然環境が最優先だと思います。 ・地域住民の意向を重視し、自然災害時の対策や生活環境への充分な配慮。 ・沿岸部・河川への環境対策を入念に！自然保護を第一！ ・環境にやさしいのが良い。 ・環境保持、遺跡を壊さない。 ・環境破壊するような工事はやめてほしい。 ・地域住民の住んでいる環境に不都合が出ないようにしていただきたいです。 ・環境への影響が少ない道路を作って欲しい。 <p style="text-align: right;">他 139 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、生活環境、自然環境への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-1 (2) 住民等（事業者含む）からの主な意見と事業者の見解

項目	住民等（事業所含む）からの意見の要旨	事業者の見解
生活環境 （大気質・騒音）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、騒音の配慮が必要。 ・ 生活環境（大気・騒音等）への影響がゼロになることはないけれど極力少なく。 ・ 大気汚染に注意してほしい。 ・ 新設する道路の周辺に住む住居への影響（騒音・振動）をよく考えてほしい。事業費・便利さよりも後々の問題にならないよう配慮願います。 ・ 環境に配慮して欲しい（騒音等）。 ・ 環境への影響や騒音の問題など、ルートの沿線にあたる住民への説明、話し合いをきっちり行い、双方納得が得られるよう取り組むことが大切だと思います。 ・ 極力、人家のあるところは避け、騒音の少ないルートをお願いします。 ・ 騒音の少ない道路としてほしい。 ・ 生活環境が悪化するのが心配。 ・ 住民の生活環境に十分配慮してほしい。 ・ 折角つくるのであれば生活環境への影響を小さくしてほしい。 ・ 生活環境を特に重視してほしい。今より不便にならないようにしてほしい。 ・ R250 の交通が減って環境をよくしてほしい。 ・ 生活環境への影響を最小限にお願いします。 <p>他 143 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
自然環境 （動物・植物・生態系）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の資源を守る計画にしてほしい。 ・ 生態系の影響が少ない方がいい。 ・ 生活に便利且つ自然を壊さない。 ・ 自然環境を生かして欲しい。 ・ 自然破壊をなるべく少なく。 ・ 自然環境への配慮。 ・ 自然を大切にしながら、すすめて戴きたい。 ・ 自然環境を大切にしてほしい。 ・ 自然災害や環境に配慮したルート帶案は今後より検討していくって欲しい。（ただし、コストの問題など現実性を考えるとなかなか難しい気がします） <p>他 64 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動植物・生態系等の影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・ また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

5.1.2 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

道路事業の計画段階評価にかかる意見照会において、計画段階環境配慮書の意見も兼ねて兵庫県知事、神戸市・姫路市・明石市・加古川市・高砂市・播磨町・稻美町の市町長に意見聴取を実施し、その意見と事業者の見解を表 5-2 に示します。

表 5-2 (1) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 道路の位置や規模の設定及び工事計画の策定等にあたっては、事業実施想定区域及びその周辺の環境についての最新の知見や専門家の意見等をふまえ、生活環境や自然環境への影響を適切に調査、予測及び評価すること。</p> <p>(2) 予測評価の前提となる将来交通量については、本道路の供用に伴い変化すると考えられる周辺道路の交通量も含め、将来の交通需要に基づき明らかにすること。</p> <p>(3) 本事業計画及び環境影響評価の内容について、適切な機会をとらえて地域住民に対して十分説明を行うとともに、事業を進めるにあたっては地域住民の理解を得るよう努めること。</p> <p>なお、インターネットでの図書の公表にあたっては、法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等により積極的な情報提供に努めること。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・本道路の将来交通量については、将来交通需要に基づき適切に設定し、今後の環境影響評価の手続において明らかにします。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 5-2 (2) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動 事業実施想定区域及びその周辺には、国道2号、国道2号加古川バイパス及び国道250号等の交通量の多い道路並びに大規模工場等が複数立地していることから、周辺の主要道路及び大規模工場等を含めた複合影響について考慮すること。</p> <p>(2) 水質 県では、令和元年10月に「環境の保全と創造に関する条例(平成7年条例第28号)」を改正し、豊かで美しい瀬戸内海の再生に向け、沿岸域の環境の保全、再生及び創出をはじめ、総合的かつ計画的な施策を策定・実施することとしている。また、事業者は、事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならないこととしている。 このことから、海側をルート帯として選定する場合は、事業実施想定区域及びその周辺における水質の状況及び藻場・干潟等の分布状況を適切に把握したうえで、水質及び藻場・干潟等への影響の回避・低減のみならず、生物の生息・生育環境の創出の観点からも十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(3) 地形・地質 事業実施想定区域には、いなみの台地の海成段丘及び小赤壁等を始めとした重要な地形・地質が広範囲にわたって分布している。事業計画の検討にあたっては、これらの重要な地形・地質について、影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行なうこと。</p>	<p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (3) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体 の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(4) 動物・植物・生態系</p> <p>事業予定者は自然環境への影響について、いずれのルート帶でも「自然環境の考慮すべき箇所は、概ね回避するため、自然環境への影響は小さい」としている。</p> <p>しかしながら、事業実施想定区域及びその周辺には、「いなみの台地のため池群」、「仁寿山鳥獣保護区」、「姫路市東部の自然海岸」等をはじめとして、生態系の保全にとって重要な自然環境が広く分布している。特に、「いなみの台地のため池群」及び「仁寿山鳥獣保護区」等については、これらの一部分をいずれのルート帶も通過することから、動物・植物・生態系への重大な影響が懸念される。</p> <p>生態系は一旦改変されると再度復元することは不可能であることから、事業計画の検討にあたっては環境影響を回避することを最優先として十分な環境配慮を行うこと。</p> <p>(5) 景観</p> <p>ア 本事業は大規模な道路を新設するものであるため、供用時において周囲へ与える圧迫感や威圧感等の影響を回避・低減すること。</p> <p>イ 事業実施想定区域及びその周辺には多数の眺望点及び景観資源が存在していることから、眺望点からの景観や、文化財等と一体となった地域景観への調和について十分な環境配慮を行うこと。</p>	

表 5-2 (4) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>2 個別的事項</p> <p>(6)人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、ウォーキングコース、海水浴場及び各種の公園等が多く存在している。住居及び工場・事業場等が集積している本地域において、これらは人と自然とのふれあい活動のための貴重な場となっていることから、本事業による、触れ合い活動の場の改変、アクセス性の変化及び快適性の変化の観点から十分な環境配慮を行なうこと。</p> <p>(7) 文化財</p> <p>事業実施想定区域には、多数の有形文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在している。</p> <p>これらは高い歴史的・文化的・学術的価値を有するものであることから、事業計画の検討にあたって、影響を回避すること。</p> <p>(8) その他</p> <p>本道路は既存道路と別線として新設することにより、南海トラフ巨大地震に伴う津波や大雨に伴う洪水等による既存道路の寸断が発生した場合でも、地域の交通機能を確保し、災害時の避難・救助等の際に活用できるとされている。</p> <p>しかしながら、これらの機能を發揮するためには、本道路自体が災害の影響を受けないことが前提である。よって、今後の手続においては、災害時において本道路がこれらの機能を発揮できることの根拠を含めて分かりやすく説明すること。</p>	

表 5-2 (5) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>(1) 環境配慮に係る検討内容及び予測の前提条件</p> <p>ア 道路の位置、規模及び具体的な工事計画等を明らかにし、これらに関する環境配慮に係る検討内容も含め記載すること。</p> <p>イ 事業実施想定区域及びその周辺の状況を考慮し、影響が懸念される大気汚染、騒音・振動、景観、動植物及び生態系等の環境要素について、予測の前提条件を具体的に示すこと。</p> <p>(2) 大気質、騒音・振動</p> <p>ア 事業実施想定区域及びその周辺の大部分は市街地であることから、工事関係車両の通行及び造成工事等に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響が考えられる。このことから、工事に伴う環境影響を回避・低減するよう、工事手法及び工事期間等を検討すること。</p> <p>イ 施設の供用に伴う排ガス、粉じん及び騒音・振動等による環境影響について、将来交通量及び道路構造等を明らかにしたうえで、適切に予測・評価すること。</p> <p>(3) 水質</p> <p>事業実施想定区域内には「播磨五川」と呼ばれる、播磨灘に流入する主な5つの河川の内、加古川、市川、夢前川の3つの河川の下流及び河口域が存在しているほか、播磨灘沿岸部の広い範囲が含まれている。水中に橋脚を設置する場合、工事に伴う底質の巻上げによる水質への影響、施設の存在による水流への影響等が考えられることから、十分な環境配慮を行うこと。</p>	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価においては、事業特性を勘案し、大気質、騒音・振動、水質、動植物、廃棄物等各環境項目への影響等の環境要素を適切に選定し、調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 なお、予測評価にあたっては、本道路の将来交通量や工事手法等を検討し、予測の前提条件を明らかにします。 また、工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、事業実施段階において、関係法令等に基づき適切に処理します。

表 5-2 (6) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
1	兵庫県知事	<p>3 環境影響評価方法書以降について</p> <p>(4) 廃棄物等 工事中に発生する伐採木及び建設残土等について、適切な処理計画を策定し、環境影響評価方法書に記載すること。</p> <p>(5) 温室効果ガス 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー使用量の少ない施工方法の採用、工事用車両等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</p>	
2	神戸市長	<p>計画段階環境配慮書の案で示された複数のルート案によると、全ての案において、神戸市域が一部含まれており、ルート帯周辺には住居が存在していることや、第二神明道路との接続地点の新設により、接続先も含めて交通量が増加する可能性がある。</p> <p>そのため、計画段階環境配慮書以降の図書において、事業実施に伴う大気質、騒音、日照をはじめとする環境影響について適切に調査、予測及び評価を行うとともに、環境影響を可能な限り回避又は低減する措置を講じる必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本配慮書においては、大気質、騒音、動物、植物、生態系、景観について予測及び評価を行いました。 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (7) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体 の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
3	姫路市長	<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 環境影響評価の実施に当たって、可能な限り、予測し得る最大リスクを考慮するとともに、最新の文献値等のデータを使用し、また、本市の最新の計画等と整合性を図るように努めること。</p> <p>(2) 詳細なルート選定及び道路構造の検討に当たって、大気環境（大気質、騒音・振動）、水環境、動物、植物、生態系及び景観等の各環境要素について、事業実施想定区域及びその周辺への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(3) 今後、本計画に伴う環境影響を回避又は低減するため、必要に応じて専門家等の助言を受けた上で、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(4) 環境影響評価の手続きにおいて、事業計画の検討過程等について、積極的な情報公開に努め、住民等に分かりやすく、丁寧に説明を行うように努めること。</p>	<p>1 全体的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の文献や専門家等の意見、関係自治体の最新の計画等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行うとともに、積極的な情報公開に努めます。

表 5-2 (8) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
3	姫路市長	<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 大気環境 (大気質、騒音・振動) 事業実施想定区域及びその周辺には、学校、保育所及び病院等、特に環境保全上の配慮が必要な施設並びに住宅地が存在することから、これらに配慮した詳細なルートを選定し、工事中及び供用時における大気質及び騒音・振動等による影響について、適切な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うこと。</p> <p>(2) 水環境 建設工事による濁水等が海域、河川及び地下水等の公共用水域に影響を及ぼす場合は、地形及び流況等を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 土壤汚染 建設工事による有害物質を含む土壤汚染が懸念される場合は、調査、予測及び評価を行い、また、不要になった土壤は、適切に処分すること。</p> <p>(4) 動物、植物、生態系 道路の総延長が 30km を超える規模であり、分断される丘陵地間の動物の移動等への影響が予想されることから、その影響について、調査、予測及び評価を行うこと。 また、海域、河口及び砂浜等に道路及び橋梁等を設置する場合は、動植物及び生態系への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p> <p>(5) 景観 事業実施想定区域及びその周辺には、小赤壁、伝行事等の景観資源が存在することから、道路及び橋梁等の構造物は、眺望景観に十分配慮すること。</p>	<p>2 個別的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (9) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体 の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
3	姫路市長	<p>2 個別的事項</p> <p>(6) 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業実施想定区域及びその周辺には、浜手緑地をはじめ、公園、散策路等が存在することから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は低減すること。</p> <p>(7) 廃棄物等</p> <p>工事中において発生する掘削土砂等について、可能な限り、再資源化を推進し、処分量の削減を図ること。</p> <p>(8) その他</p> <p>姫路市緑の基本計画に基づき、緑の保全、活用、創出の各種施策を推進し、緑の持つ環境保全機能の確保や機能回復に十分配慮すること。</p>	

表 5-2 (10) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
4	明石市長	<p>法第三条の三において配慮書に記載すべき事項が規定されていますが、送付頂いた配慮書の案には、いずれも具体的な記載がありませんので、意見を述べるためには情報が不足しています。その上で計画段階配慮事項に係る検討を行う際に、考慮いただきたい点を以下に示します。</p> <p>ルート案比較表には、生活環境への影響について、案 1-2 内陸・明石ルートに「生活環境への影響が懸念される」と記述され、また、案 2-2 沿岸・明石ルートに「他案に比べ影響する範囲は少ない」と記述されています。しかしながら、本市域内においては、どちらの案もほぼ同様のルート帯となっており、住居系の用途地域が多くを占める地域を通過しています。</p> <p>環境基本法では、騒音に係る環境基準が定められており、住居の用に供される地域は、昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下となっています。一方、道路に面する地域は、昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下となっており、さらに、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路については、道路端から距離が 20 メートルの範囲を近接空間と定義され、昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下となっています。そのため、播磨臨海地域道路開通後は相当の範囲で環境基準が大幅に緩和されることとなり、多大な生活環境への影響が発生します。</p> <p>大気質、振動等についても、生活環境への影響が同程度の範囲に及ぶものと想定され、相当の影響が懸念されます。</p> <p>また、いずれのルート案にも、ため池、農地が含まれていることから、動植物及び生態系への影響が懸念されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (11) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
5	加古川市長	<p>1 (交通対策) 計画道路本線はもちろん、周辺道路の交通量の変化に伴い発生する渋滞等による騒音・振動・排出ガスの影響についても評価を行なわれたい。</p> <p>2 (環境基準) 計画道路の設計にあたっては、計画道路本線及び乗り口・降り口付近において自動車走行によって発生する騒音・振動・排出ガスについては定められた環境基準及び許容限度等を満足するよう配慮されたい。</p> <p>3 (苦情対応) 建設期間中においては、騒音・振動・粉塵等の公害発生防止に努め、苦情等が生じた場合には誠意をもって対応されたい。</p> <p>4 (届出義務) 大気汚染防止法第18条に基づく一般粉じん発生施設など環境法令に基づく特定施設等を設置する場合には、各関係法令を遵守し、遅滞なく届出等されたい。</p> <p>5 (土壤汚染) 土地の形質変更を行う際には、土壤汚染対策法第4条に基づき遅滞なく届出すること。また対象区域内においては、同法に定める特定有害物質によって土壤及び地下水を汚染し、また汚染を拡大することのないよう施工されたい。</p> <p>6 (自然環境) 当該道路事業の付近には、加古川河口等重要な自然環境が存在するため、事業による影響がでないよう、生物多様性基本法第14条及び第15条に基づき必要な措置を講じられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。 ・事業実施時の各種届出等については各関係法令を遵守し、地域特性を勘案しながら汚染拡大等の防止に努めます。

表 5-2 (12) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
6	高砂市長	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <p>(1) 大気質、騒音・振動</p> <p>事業実施想定区域には大規模工場があることから、大気質への影響について十分に配慮するとともに、住居地域がある内陸ルート帯については住居地域があることから、特に騒音・振動についても十分配慮すること。</p> <p>また、工事の実施については、排ガス、粉じん及び騒音・振動等、また、工事車両の通行に伴う生活環境への影響について、十分に配慮した工法等を検討すること。</p> <p>(2) 水質</p> <p>事業実施想定区域には、港や河口があることから、橋脚を設置する場合には、工事による底質の巻上げ等の水質への影響について、十分配慮すること。</p> <p>沿岸ルート帯には漁場、二枚貝等の養殖場及び藻場育成施設があることから、水質及び漁業への影響について、十分な配慮をすること。</p> <p>(3) 地質</p> <p>内陸ルート帯には、高砂西港のPCB汚染汚泥を浚渫し固化処理した高砂西港PCB固化汚泥盛立地があり、平成26年に恒久化対策を実施したことから、当該盛立地を掘削することはできない。また、周辺に橋脚を設置する場合は、当該盛立地への影響を十分に配慮すること。</p> <p>(4) 動物・植物・生態系</p> <p>動物・植物・生態系については、自然環境への影響を十分配慮した上でルートを選定すること。</p>	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目やPCB固化汚泥盛立地等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (13) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
6	高砂市長	<p>1. 事業実施に係る周辺環境への影響について</p> <p>(5) 景観・人と自然との触れ合いの場</p> <p>大規模な道路の新設は、景観に大きな影響を与えるおそれがあることから、周辺への影響をできる限り低減すること。</p> <p>内陸ルート帶には、高砂地区が景観形成地区に指定され、景観を活かしたまちづくりが推進されていることから、地域景観への調和について、十分な配慮を行うこと。</p> <p>事業実施想定区域には高砂海浜公園・向島公園やあらい浜風公園等の人と自然との触れ合いの場があり、景観も含めて十分に配慮すること。</p> <p>(6) 文化財</p> <p>事業実施想定区域には多くの文化財が存在することから、ルート帶の選定にあたっては十分に配慮するとともに、文化財を含む景観への影響についても十分に配慮すること。</p> <p>2. その他</p> <p>本事業計画及び環境影響評価の内容について、地域住民に対して丁寧な説明を行い、理解を得るよう努めながら事業を進めること。</p> <p>また、インターネットでの図書の公表について、環境影響評価法に基づく縦覧期間終了後も公表を継続することや、印刷を可能にすること等の積極的な情報提供に努めること。</p>	<p>2. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行い、インターネットでの図書の公表にあたっては法に基づく縦覧期間終了後も原則として公表を継続します。

表 5-2 (14) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
7	播磨町長	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業計画を進めるにあたり、事前に地域住民や沿線住民に、事業計画及び環境影響評価の内容について、十分に説明を行うとともに、積極的な情報の提供及び意見聴取の実施等を行うなどして、事業推進の理解を得るよう努めていただきたい。また、住民から要望や苦情が発生した場合は、誠意をもって適切な対応を取っていただくことを求める。 ・本事業の建設時及び供用開始以降に発生する排ガス・粉じん及び騒音・振動等による生活環境への影響について回避または低減いただきたい。なお、周辺の主要道路や工場等を含めた複合影響についても考慮し、住民の生活環境に配慮いただきたい。 ・河川や沿岸部の水中に橋脚を設置する場合、水質や水流への影響について、十分な環境配慮を行っていただきたい。また、本事業実施による漁業への影響についても考慮していただき、良好な環境となるよう配慮いただきたい。 ・本事業実施により発生する環境への影響について、土壤環境、動植物及び生態系、景観、文化財、廃棄物、温室効果ガスの面からも適切に予測・評価し、環境への影響の回避または低減いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価においては、法令等に基づき適切に手続を行います。 ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 5-2 (15) 地方公共団体の長からの意見と事業者の見解

No.	地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見	事業者の見解
8	稻美町長	播磨臨海地域道路の計画段階評価に係る計画段階環境配慮書の案について、事業実施に向けては、大気質、水環境、騒音等の生活環境への影響を配慮するとともに、農産業に配慮し、地域への影響をできる限り回避・低減に努めていただきますようお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質、騒音・振動、水質、動植物等各環境項目への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等をふまえ、具体的なルートの位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。